

はじめに



現在、緑を保全し自然と人間の共生する緑豊かな生活環境を整備していくことが求められています。

本市では昭和51年に、「桐生市の緑を育て自然を守る条例」の制定により、恵まれた自然環境を保全し、豊かな緑の確保を図るとともに、市街地における緑化の推進に関し必要な事項を定め、良好な都市環境の創造と健康で文化的な市民生活の確保に取り組んでまいりました。また、平成12年には、市民共有の財産である桐生川の清流を守り、次代に引き継ぐため、「桐生川の清流を守る条例」を制定いたしました。

一方、群馬県においては、平成元年に緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画を作成し、これらに基づき、都市における緑のオープンスペースの総合的な整備や都市緑化を推進してきましたが、既に10年以上経過し、この間、緑を取り巻く状況の変化に見合った、新しい計画の作成が求められていました。

このような流れの中で、平成6年に、都市緑地保全法が改正され、本市でも緑に関する総合的な計画としての緑の基本計画を作成することとなりました。

この計画は、本市の緑化行政の基本方針となるものであり、平成11年度に基礎的な調査を実施し、平成12年度には、緑豊かな潤いのあるまちづくりを目指して、緑の保全、緑化の推進及び緑化の施策に関する基本計画を市民の皆様の参画をいただきながら作成してまいりました。

基本計画のテーマとして「ふるさとの川と緑を守り育むまち」を掲げ、緑の保全・緑地の創出・都市緑化の推進・緑を育てる仕組みづくりの四項目を基本施策とし、平成27年度を目標としています。

この計画を作成するに当たりアンケート調査にご協力いただきました皆様やお忙しいところ桐生市緑の基本計画策定検討委員会において、活発なご意見、ご提案をいただきました委員の皆様のご協力に対し心より感謝申し上げます。

最後になりますが、この緑の基本計画を指針とし、緑のまちづくりを推進してまいりますので皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成13年3月

桐生市長 大澤 善隆

目 次

はじめに

序 緑の基本計画策定の主旨

序 - 1	緑の基本計画の目的等	1
(1)	緑の基本計画とは	1
(2)	緑の基本計画の目的	1
(3)	緑の基本計画で対象とする「緑地」	1
序 - 2	桐生市の概況	2
(1)	都市の状況	2
(2)	人 口	2
(3)	緑の現況	2
(4)	水 系	3
(5)	土地自然特性	5
(6)	緑地現況	6
(7)	緑化状況	7
(8)	景 観	9
序 - 3	住民意向調査	14
(1)	アンケート概要	14
(2)	集計結果	15
(3)	中学生アンケート	21

1 緑地の保全及び緑化の目標

1 - 1	基本理念と将来像	26
(1)	基本理念	26
(2)	緑の将来像	27
1 - 2	基本方針と施策の体系	29
(1)	計画の基本方針	29
(2)	施策の体系	30

1 - 3	計画のフレーム	31
(1)	計画対象区域	31
(2)	都市計画区域内人口の見通し	31
(3)	市街化区域の規模	31
(4)	住区の設定	32
1 - 4	計画の目標水準の設定	34
(1)	目標水準の設定のための指標	34
(2)	緑地の確保目標水準	35
(3)	都市公園等として整備すべき緑地の目標水準	35
(4)	緑化に対する都市全体の目標	36
2	緑地の配置方針	
2 - 1	4系統別緑地の配置計画	37
(1)	環境保全機能	37
(2)	レクリエーション機能	40
(3)	防災機能	43
(4)	景観構成機能	45
2 - 2	総合的な緑地の配置計画	47
(1)	都市の骨格を形成する緑地の配置	47
(2)	緑の拠点となる緑地の配置	48
(3)	緑地の均衡ある配置	49
(4)	緑化の推進による都市環境の形成	50
(5)	ネットワークの形成	50
3	緑地の保全及び緑化の推進のための施策	
3 - 1	施設緑地の整備目標及び配置方針	52
(1)	都市公園	52
(2)	公共施設緑地	57
(3)	民間施設緑地	58

3 - 2	地域制緑地の指定目標及び指定方針	60
(1)	法によるもの	60
(2)	条例によるもの	62
3 - 3	都市緑化の目標及び推進方針	65
(1)	公共公益施設の緑化目標及び推進方針	65
(2)	私有地の緑化目標及び推進方針	68
3 - 4	緑地の保全及び緑化の施策と役割分担	70
(1)	施策と役割分担	70
(2)	民間の参加、協力等の促進方法	72
(3)	普及啓発活動と顕彰制度の推進方針.....	73
3 - 5	緑化重点地区の設定	74
(1)	対象地区設定の視点	74
(2)	対象地区の設定	74
(3)	対象地区の現況	76
(4)	課題の整理	80
4	緑化重点地区の計画	
(1)	地区の基本方針	81
(2)	地区目標の設定	82
(3)	地区緑化計画	83
(4)	地区の緑地配置図	86

序 緑の基本計画策定の主旨

序 - 1 緑の基本計画の目的等

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、平成6年に一部改正された都市緑地保全法（第2条の2）に根拠をおくもので、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合し、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が主体となって、都市における緑とオープンスペースの保全・創出に関わる施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画制度である。

(2) 緑の基本計画の目的

「緑の基本計画」は、市町村が創意工夫して独自の緑豊かなまちを形成していくことを目指し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進まで緑全般についての課題や問題に対して将来計画を策定することを目的としている。緑に関連する部局や住民など、多くの機関や組織、団体、個人が関与すると考えられるので、それらと相互に連携・協力して緑化を推進するための総合的な計画を策定していくことが望まれている。

- ① 美しい山並みに囲まれた桐生市における緑豊かなまちづくり実現のための方策を示す。
- ② まちづくり実現のため、市民・事業者・市・県・国が目標を共有し、その目的に向けて適正な役割を分担し、それぞれが役割を果たそうというムードをつくる。
- ③ 計画実現のための事業が、住み良い緑のまちづくりを推進する上で大きな役割を担うことを明確に示す。
- ④ 緑とオープンスペースを総合的に取扱い、緑に関する諸問題を解決する。
- ⑤ 桐生市の持つ緑の将来像や将来の緑づくりのビジョンを実現させる。

(3) 緑の基本計画で対象とする「緑地」

「緑地」の本来の意味は、「草木が茂っている土地」という意味であるが、これだけでは様々な種類のものがあるため、いくつかの分類方法がある。「群馬県広域緑地計画策定方針（案）」では、緑地を「施設緑地」と「地域制緑地」に大別している（資料編参照）。本計画ではこの分類に従う。

施設緑地

都市公園や公共、民間を問わず施設として利用できる緑地

地域制緑地

法律や協定、条例等により、一定の範囲（区域）を制度的に担保する緑地

平成11年度調査内容

平成11年度は、緑の基本計画を策定するための基礎的な調査を実施し、その結果や既存の調査・計画を利用して現状の緑についての解析・評価を行い、課題の整理を行った。

緑の基本計画は、地域の実情を十分勘案し住民や企業の協力を得ながら、官民一体となって事業の展開を図る必要がある。そのため、住民の意向を把握するためのアンケート調査も実施した。今回は成人対象のほかに、緑の基本計画の目標年次に、桐生市を担う世代となる中学1年生を対象としたアンケートも実施した。

序 - 2 桐生市の概況

(1) 都市の状況

本市の土地利用の現況は、山林の割合が70.9%と最も高く、次に一般住宅地が10.8%となっている。

市街化区域内では、一般住宅地が46.3%と高く、畑も11.6%と比較的高い。市街化調整区域では、山林が9割を占めている。

本市の市街地は渡良瀬川、桐生川、山田川、黒川の各河川に沿って広がり、市街地中央には南北に走る主要地方道桐生田沼線・桐生伊勢崎線の沿道を中心に商業地が、その周囲には住宅地が形成されている。住宅地は各河川沿いに山際まで迫っており、川内地域及び菱地域などでは斜面部にまで至っている。工業地は主に国道50号や国道122号沿いを中心に分布しており、住宅地との混在も多く見られる。比較的まとまった一団の工業地は、広沢町及び相生町に立地している。

農地は、広沢町及び相生町において住宅地と混在して残り、山間部においても住宅地に混在して多く残っている。

市街地の土地利用特性は、渡良瀬川を横軸、桐生川を縦軸とした明確な構成がなされ、にぎわいの中心から天満宮へ一直線に通る道路(主要地方道桐生田沼線)が、強く印象づける軸を形成していることである

(2) 人口

本市の人口は、急速な都市化の進展により昭和50年まで増加を続けたが、その後減少傾向が続いており、減少幅が徐々に拡大してきている。一方で世帯数は増加しており、世帯の小規模化が進んでいる。平成7年現在、人口120,377人、世帯数は41,496世帯であり、1世帯当たりの人員は2.9人である。

なお、住民基本台帳及び外国人登録人口(平成11年3月31日現在)は118,848人である。

年齢別の人口構成をみると、高齢人口の割合が急速に高くなり、年少人口の割合が急速に低くなっている。このことから、本市では今後更に高齢化が進むことが予想される。

(3) 緑の現況

本市に分布する緑の現況を把握するため、空中写真(平成10年11月撮影)の判読や既存の植生図(現存植生図,環境庁,昭和61年)をもとに緑の現況図を作成した。抽出の規模は300㎡以上とした。

市街化区域では、「畑」(市街化区域の8.3%)、「水田」(同3.7%)、「クヌギ・コナラ等の二次林」(同2.0%)、「民有地の植栽地」(同1.8%)が緑の多くを占めている。市街化区域の緑の現況量は576.59haで、緑被率^{注1}(市街化区域面積に占める割合)は19.1%である。

市街化調整区域では「スギ・ヒノキ等の人工林」(市街化調整区域の60.9%)と「クヌギ・コナラ等の二次林」(同26.9%)が多く、これらで市街化調整区域の緑の大部分を占めている。「クヌギ・コナラ等の二次林」は市街地に近い斜面地や梅田町の尾根筋などに分布している。「スギ・ヒノキ等の人工林」は梅田町など市街地から離れた地域(尾根筋を除く)に広く分布し市街地に近い斜面地では点在している。このほかに、渡良瀬川等の水辺や水面の面積も

比較的大きい。緑被率（市街化調整区域面積に占める割合）は、94.0%である。

都市計画区域（市全体）の緑の現況量は10,658.89haで、緑被率（都市計画区域に占める割合）は77.5%であり、「スギ・ヒノキ等の人工林」と「クヌギ・コナラ等の二次林」で緑の現況量の約9割を占めている。

水田や畑は、市街化調整区域よりも市街化区域の方が面積、割合とも大きく、桐生川、山田川などの谷沿いでは比較的固まって分布している。また、広沢町及び相生町では、住宅や工場などが増えている中で市街地の縁辺部に比較的多く残っている。

区別の緑被率は、14区（梅田町）が95.3%と最も高く、その約8割を「スギ・ヒノキ等の人工林」が占めている。次いで緑被率が高いのは、17区（菱町、86.5%）、16区（川内町、85.6%）、9区（永楽町、小曾根町、宮本町、61.5%）、13区（広沢町四～七丁目、間ノ島、58.2%）の順となっている。市街地中心部で市街化調整区域を含まない区では、抽出対象となる300㎡以上のまとまった緑が少ないため、緑被率が非常に低くなっている。緑の量の推移は、山林及び農地等の面積の割合が年々減少している。

*注1 緑被率：特定の区域が「緑」で覆われている割合。ここでは、「緑」を広くとらえて本項の判読区分に当てはまるものすべて（裸地や水面等を含む）と定義した。詳細は資料編参照。

(4) 水系

本市を流れる河川には、利根川水系に属する渡良瀬川を中心として、これに合流する桐生川、山田川等の支川で形成されている。一級河川は11河川あり、二級河川及び準用河川はない。

主要河川である渡良瀬川、桐生川、山田川では、自然環境の保全を重視しながら、それぞれの特徴を活かした整備が行われている。

渡良瀬川

本市の水系の中心となる渡良瀬川は、栃木県足尾町の皇海山を起点とし、渡良瀬遊水池を経て利根川に流入する広大な流域を持つ河川である。本市はその中流域に位置する。古くから足尾鉍山の鉍毒の川として我が国の公害の原点とも言われたが、鉍山の閉山から年月の経過した現在では、水質への影響は軽減されている。

渡良瀬川は本市の市街地のほぼ中央を東西に流れており、市街地に貴重なオープンスペースを提供し、都市景観に潤いを与え、都市環境の向上に資する空間となっている。

自然環境の面からは動植物が生息する場となっているほか、多くの鳥が飛来する重要な水辺となっている。

市は、「渡良瀬川河川緑地」として都市計画決定されている区域を一体的に整備し、また保全策を講ずることによって、より有効なオープンスペースとしての利用を図り、同時に周辺の都市環境の向上を図ることを目的として「渡良瀬川河川緑地整備事業」を推進しており、現在松原橋公園の松原橋地区を整備し、続いて同公園の間の島地区の整備を予定している。

また、県では「水と緑のネットワーク計画」を策定して河川沿いの遊歩道等のルート整備を進めており、国では豊かで潤いのある望ましい河川環境の創造を目的として「利根川水系河川環境管理基本計画」を策定している。

桐生川

渡良瀬川流域の最大支川である桐生川は、根本山にその源を発し、いくつもの溪流を合わせながら南に流れ、梅田湖（ダム湖）に湛水する。桐生川ダムからは南西へと流れを変え、桐生市街地の東縁を通り、南東に向きを変え、足利市から渡良瀬川に流れ込む一級河川である。主な支流には、皆沢川、忍山川、高沢川、黒川、小友川等がある。

源流部は緑豊かな自然味溢れる渓谷となっており、梅田湖周辺は山間の静かな湖として良好な景観を描いている。

桐生川ダムから観音橋までの上流部は、両岸に山が迫り、河道沿いには田や畑があり、昔ながらの懐かしい山間の集落的な景観が残っている。自然の河道も随所に残っており、良好な自然環境が保たれている。

中流部は市街地を流れている区間で、ここでは両岸とも堤が築かれ直接川を見ることができない。また、金葛堰から下流では流れの幅が狭く、高水敷が発達している。

浅間山下付近から渡良瀬川の合流部までの下流部は、比較的空き地が多く、広々とした空間となっている。特に浅間山下辺りは山の緑と桐生川の水面が調和し、その独特の景観は昔から市民に親しまれている。

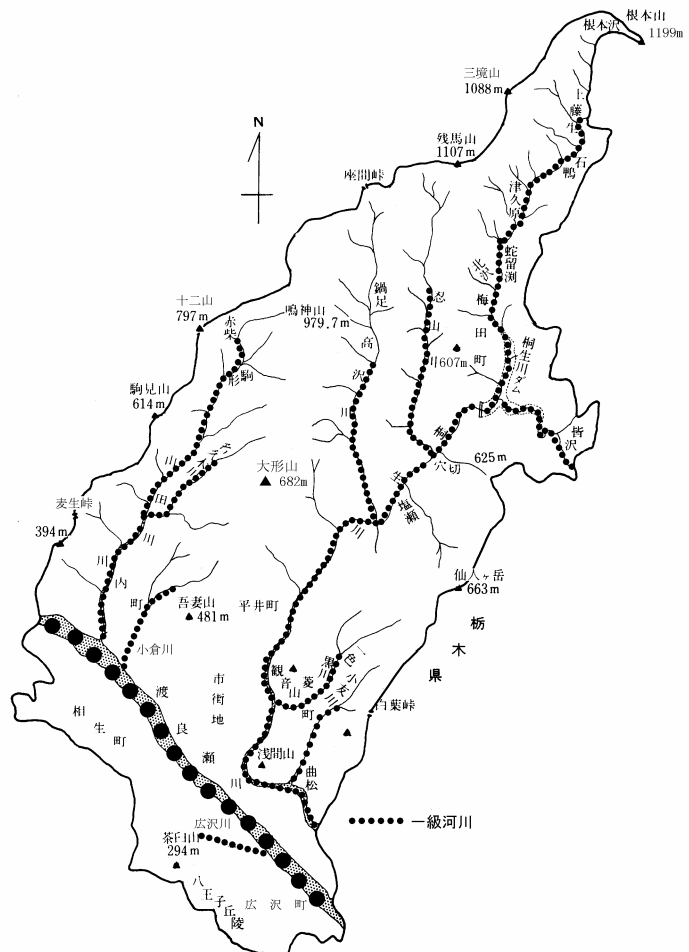
市では、「豊かな自然に恵まれた川」「楽しい川」「人との交流ができる川」「きれいな川」に桐生川を生まれ変わらせることを目的として、「桐生川整備構想」を平成2年に策定し、桐生川の自然・文化・歴史を活かしたふるさとづくりを進めている。

山田川

山田川は鳴神山に源を発し、川内町を蛇行しながら南下して渡良瀬川へ合流する延長約9.4km、流域面積約21.5km²の一級河川である。豊かな自然環境を持つこの山田川には、水がきれいな渓流域で見られるヤマメやカジカ等の魚類が生息し、カワセミ等の美しい野鳥も生息している。

山田川では、昭和56年8月の台風15号及び昭和57年9月の台風18号等の影響により河川周辺が浸水被害に見舞われたことから、県が川沿いの地域の浸水被害防止を目的として渡良瀬川合流地点から約2.4kmの間の改修事業に昭和61年度に着手した。

一方、川沿いは住宅団地等の建設で市街化が進んでいるが、



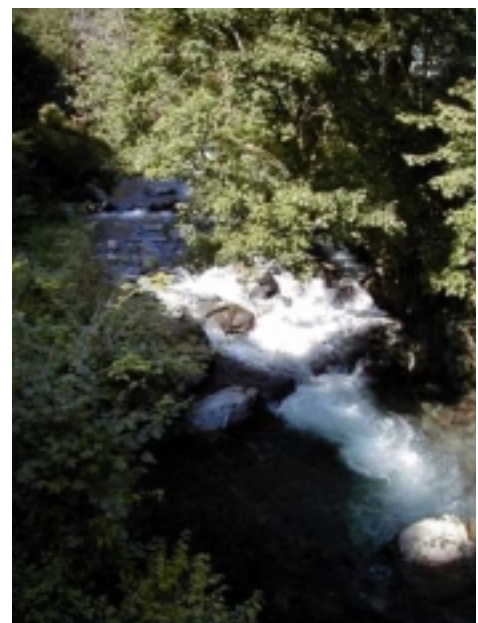
山田川には自然豊かな環境が残っているため、改修にあたっては山田川の持っている環境特性を活かした「多自然型川づくり」を実施してきた。中でも「カワセミ護岸」については、専門家の意見を取り入れて、カワセミが営巣しやすいような護岸を平成7年に完成させた。平成9年の春にはカワセミが戻り、雛が元気良く巣立ったことが確認されている。

(5) 土地自然特性

- 植物群落のうち仙人ヶ岳山裾のカザグルマ群落、鳴神山のカッコソウ群落、吾妻山のヤマタバコ群落、広沢丘陵のアスカイノデ群落は極めて稀な群落で非常に貴重である。
- 野生動物は市内の広い範囲にわたって生息しているが、中でも鳴神山と根本沢一帯は貴重な生息地で、県自然環境保全地域に指定されている。貴重種としては、鳴神山にトワダカワゲラやムカシトンボが、根本沢にはガロアムシやハコネサンショウウオが生息している。
- 良好な地形・地質を有する土地についてみると、梅田町五丁目の桐生川沿いに不動穴（小洞穴）及び蛇留淵洞（鍾乳洞）がある。どちらも小規模ではあるが、稀少なものとして保全が必要である。
- 良好な水辺としては、本市を代表する河川である渡良瀬川とその支川の桐生川、山田川等があり、多くの野鳥が飛来する重要な水辺である。桐生川は、特に源流部が林野庁の「水源の森百選」や「森林浴の森日本100選」に認定され、蛇留淵等の自然の姿をとどめた川と険しい山々が作り出す渓谷美は全国的にも高い評価を得ている。桐生川ダムのある梅田湖は、釣りや貸しボートが楽しめる市民の憩いの場となっている。
- 伝統的・歴史的風土を代表する緑としては、市街地にも分布する社寺の緑があげられる。本調査では、このうち緑地環境保全地域（県）や自然緑地保護地区（市）に指定されている社寺林及び、天然記念物の樹木を抽出した。
- 文化的意義を有する緑としては、祭りや市が開かれる社寺の緑や、さまざまなイベントが行われる公園があげられる。また、市街地後背の山地部に整備された桐生自然観察の森では、定期的に野鳥・昆虫・植物の観察会や講座、研修会等が行われており、市民に親しまれている。



桐生自然観察の森



桐生川源流部

(6) 緑地現況

平成10年度末現在の緑地の現況量をみると、施設緑地は180.8ha、地域制緑地は10,319.67haある。これらを合わせた緑地の総量（重複を除く）は、都市計画区域（市全体）で10,417.0ha（都市計画区域面積の75.8%）、市街化区域内では196.99ha（市街化区域面積の6.5%）である。*緑の基本計画において、整備・保全の対象とする緑地分類は資料編参照。

施設緑地の整備状況

ここでいう施設緑地とは、都市公園、公共施設緑地（都市公園に準ずる機能をもつ公共の施設的な緑地）、民間施設緑地（公園緑地に準ずる機能をもつ民間の施設的な緑地で、一般に公開されているもの）である。都市計画区域内の施設緑地の整備量合計は180.8ha（都市計画区域人口一人当たり面積15.21㎡）、うち市街化区域では86.1ha（市街化区域人口一人当たり面積7.45㎡）である。

都市公園は、街区公園51か所（6.15ha）、近隣公園1か所（1.6ha）、地区公園2か所（10.36ha）、総合公園2か所（21.0ha）、運動公園1か所（13.7ha）、特殊公園2か所（14.8ha）、都市緑地が4か所（7.1ha）整備され、計63か所（74.71ha）となっている。うち市街化区域内の整備面積は22.55haである。人口一人当たりの整備量をみると、市街化区域内では1.95㎡、都市計画区域では6.29㎡となっている。

公共施設緑地には、渡良瀬川や桐生川の河川敷の緑地、青少年広場、一般開放されている学校（小中学校）、市営住宅及び県営住宅内の公園等がある。都市計画区域内には107か所（78.57ha）あり、うち市街化区域には96か所（45.33ha）ある。

民間施設緑地としては、公園緑地に準ずる機能をもつオープンスペースとして社寺境内地105か所（27.52ha、うち市街化区域には62か所18.22ha）があげられる。

■主な施設緑地

桐生が岡公園は本市を代表する公園で、市街地北部の丘の上にあり、動物園と遊園地を併設し、観覧車からは市内が一望できる。サクラやツツジの名所でもある。

桐生市南公園は、市街地南西部の丘陵中腹にあり、野球場、テニスコート、運動広場等の運動施設がある。また、梅林もあり、市街地を眺望することができる。

桐生市運動公園は、市民体育館、桐生球場などの運動施設が充実した公園である。また、ここは線路沿いのサクラが隠れた名所となっており、市民に親しまれている。

吾妻公園は、吾妻山山麓の盆地状の谷間を利用した花の公園で、園内には温室草花、熱帯植物をはじめ、ツツジ、サクラ、花菖蒲、チューリップ等が栽培されており、4月にはチューリップまつり、6月には花菖蒲まつりが行われる。

水道山公園は、もとは雷電山と呼ばれていたが、大正時代の末に上水道の配水池が造られて以来水道山とも呼ばれるようになった。園内にはサクラやツツジが植えら



吾妻公園

れ、市街地が一望できる。

渡良瀬川の河川敷は、上毛電鉄の鉄橋より下流部分が都市緑地として都市計画決定されており、現在小梅琴平公園（地区公園）、松原橋公園（都市緑地）のほか、桐生大橋広場、さくら遊園などの公共施設緑地が整備され、グラウンド等として利用されている。

桐生自然観察の森（本調査では公共施設緑地に分類）は、川内町二丁目に位置し、身近な自然とのふれあいを通じて自然の仕組みを直接学ぶ場として整備されたもので、園内には落葉広葉樹林が広がり、森の中には様々な昆虫や野鳥等が生息している。

境野水処理センターでは、屋上公園（本調査では公共施設緑地に分類）となっており、テニスコートや陸上トラック、プール、日本庭園等が整備されている。

地域制緑地の指定状況

地域制緑地とは、法や条例等の指定により土地利用方法に一定の制限がある緑地をいう。地域制緑地の現況量は、都市計画区域内で10,319.67ha（うち市街化区域117.73ha）である。

法によるものとしては、緑地保全地区1か所（3.3ha）、風致地区5か所（113.6ha）のほか、河川区域11か所（442.6ha）、保安林（2,213ha）、国有林（1,281ha）、地域森林計画対象民有林（8,494ha）、工場立地法に基づく緑地14か所（8.23ha）がある。

条例等によるものとしては、県指定の自然環境保全地域2か所（100.93ha）、県指定の緑地環境保全地域2か所（40.1ha）、市条例に基づく自然緑地保護地区2か所（4.92ha）がある。また、この他に県または市指定の天然記念物に指定されている樹木群と巨樹が13か所ある。

■主な地域制緑地

緑地保全地区は、相生町四丁目の国道122号及びわたらせ渓谷鐵道沿いのヒノキ林・雑木林約3.3haが指定されている。

風致地区は、吾妻山の南山麓に「水道山風致地区」、桐生が岡公園周辺に「桐生が岡風致地区」、笠懸町との境界近くにある阿左美沼周辺に「阿左美風致地区」、渡良瀬川右岸の富士山と左岸の丸山に「富士山風致地区」及び「丸山風致地区」が指定されており、都市における風致を維持し緑の保全を図り、良好な景観を形成していく上で重要な地区となっている。

県指定の自然環境保全地域には、鳴神山と根本沢が指定されており、貴重な動植物が生息している。また、県指定の緑地環境保全地域には、吾妻山東面の天然林と崇禅寺の落葉広葉樹林が指定されている。

「桐生市の緑を育て自然を守る条例」に基づく地域制緑地としては、自然緑地保護地区及び保存樹がある。

(7) 緑化状況

公共公益施設の緑化状況

1) 道路緑化の状況

緑化されている路線数は、国道2路線、主要地方道4路線、一般県道8路線、市道44

路線であり、街路樹（高中木）の植栽本数は5,596本、植栽延長^{*注1}は45,811mで、道路の総延長248km（幅員6m以上）の1.8%となっている。また、グリーンベルト（低木）の植栽延長^{*注2}は26,895m、植栽面積は25,394㎡である。高中木の樹種は、サクラ、ハナミズキ、イチョウ、ケヤキ、カイズカイブキ、トウカエデ、ナンキンハゼ等が多くなっている。グリーンベルトはツツジ類が主である。



主要地方道桐生伊勢崎線

道路の緑化は市街地中心部の都市計画道路以外の道路は少ない。

2) 公共公益施設の緑化状況

公共公益施設の緑化状況を把握するため、空中写真（平成10年11月撮影）を用いて緑化地（樹木または草で被われている部分）を判読した。対象施設は、主な市の公共施設と主要公園・緑地（近隣、地区、総合、運動、特殊公園及び自然観察の森）である。

公園・緑地を除く施設の緑化率は、平均で16.9%であり、敷地内に芝生地や樹林地を含む施設では緑化率が高くなっている。屋上緑化は、市民文化会館と境野水処理センターで行われている。境野水処理センターは、屋上が運動公園となっており、テニスコートや陸上トラック、プール、日本庭園等が整備されている。

主な公園・緑地は、グラウンドが大きな面積を占める桐生市運動公園を除き、60%以上と高い緑化率となっている。

民有地の緑化状況

本市の民有地の植栽面積を「緑の現況図^{*注3}」からみると、市街化区域内に54.31ha（市街化区域面積の1.8%）、市街化調整区域内に16.71ha（市街化調整区域面積の0.2%）、都市計画区域内に71.02ha（都市計画区域面積の0.5%）となっており、公共公益施設の植栽地よりも多い。

しかし、その内訳をみると社寺境内地の緑が民有地の植栽面積の多くを占めており、工場・事業所や商店街、住宅では、まとまった緑は少ない。

特徴的な民有の緑化地としては、敷地の北側に広い樹林地を確保し、敷地の周囲を緑化するなど緑化に努めているサンウェーブ工業株（相生町五丁目）や、建物の壁面を緑化している桐生ガス株（仲町三丁目）等があげられる。

市では、工場・事業所緑化補助事業実施要綱に基づき、工場や事業所の緑化への補助を行っている。

*注1：街路樹（高中木）の植栽延長は区間延長（植栽区間の両端の距離、両側植栽でも片側分だけ計上）

*注2：グリーンベルト（低木）の植栽延長は実延長（途切れている場合は延長に入れない、両側植栽の場合は両側の計）

*注3：「緑の現況図」では、300㎡以上のまとまった緑を抽出対象とし、「民有地の植栽地」には山林や農地は含まれない。また、生垣や単独の樹木等、規模の小さい緑も含まれていない。

(8) 景観

本市の緑の全体像を捉える上で重要な景観資源を把握するため、景観要素を①自然的景観、②歴史的景観、③都市的景観に分けて整理した。

自然的景観

1) 山並み

本市は関東平野の北端に位置し、北西に赤城山を望み、市街地の北側は足尾山地から続く山並みに接している。

本市の北端に位置する根本山の周囲には「森林浴の森日本100選」や「水源の森百選」に選ばれた豊かな自然が広がっている。鳴神山の山頂からは、赤城山をはじめ男体山、日光白根山、武尊山、皇海山等の雄大な姿を眺めることができる。また、吾妻山やガッチン山等は、昔から市民の山として親しまれ、市街地を望む眺望がすばらしい。太田市及び藪塚本町との境界には、標高280m前後の比較的なだらかな八王子丘陵が広がっている。茶臼山は標高294mと高くはないが、展望が良く360度のパノラマを楽しむことができる。

また、本市の市街地は三方を山に囲まれており、赤城山、吾妻山、茶臼山等の山は、市街地からの景観を高める背景としても重要な役割を果たしている。

2) 河川・水辺、湖沼等

渡良瀬川は、水量が豊かで河道や中州等の発達した雄大な景観を見せている。また、赤城山や吾妻山をはじめとする山々を望む市街地の眺望点でもある。しかし、近年左岸を中心に高層住宅等の建設が進み、景観阻害要因となっている。

桐生川は清らかな流れを誇り、上流には「森林浴の森日本100選」に選ばれた桐生川源流林が広がり、蛇留淵、千代の滝、大涌下等の優れた溪谷美を有している。中下流部は、オギ、ヨシ等の群落も見られ、都市化の進んだ市街地のオープンスペースとして貴重な景観を有している。特に浅間山下付近は山の緑と桐生川の水面が調和し、その独特の景観は昔から市民に親しまれている。

梅田湖は、周囲を山に囲まれた景色と、梅田大橋やダムからの眺望が美しい。



梅田湖

3) 公園緑地等

本市の市街地周辺には、桐生が岡公園、桐生市南公園等の木々に囲まれ季節の花が咲く公園や緑地が分布しており、その多くには市街地が一望できる眺望点がある。

特に水道山公園は、市街地の北西、雷電山に位置し、市街地が一望でき、夜景も美しいが、樹木が大きくなり眺望が遮られている。園内にはサクラやツツジがあり、4～5月の開花時期はみごとである。

水道山からの眺望



4) 緑地保全地区、風致地区

蕪町緑地保全地区は、相生町四丁目の国道122号及びわたらせ渓谷鐵道沿いのヒノキ林・雑木林であり、国道沿いのサクラ並木とともに良好な景観が保全されている。

風致地区には、阿左美風致地区を除き、市街地に迫る小高い山とその周辺が指定されており、市街地からのランドマークとなっている。また山頂から眺める市街地の眺望が素晴らしい。

特に丸山は、中世桐生氏の出城があったことから砦山とも呼ばれ、標高178mとさほど高くはないが、切り立った断崖で渡良瀬川に望んでいるため、良好な眺望が楽しめる。



富士山風致地区

5) 大木・名木

市内には多くの大木や名木があり、その多くは社寺境内地にあつて歴史を感じさせている。また、平坦地にあるものは地域のランドマークになっている。



崇禅寺のイトヒバ

歴史的景観

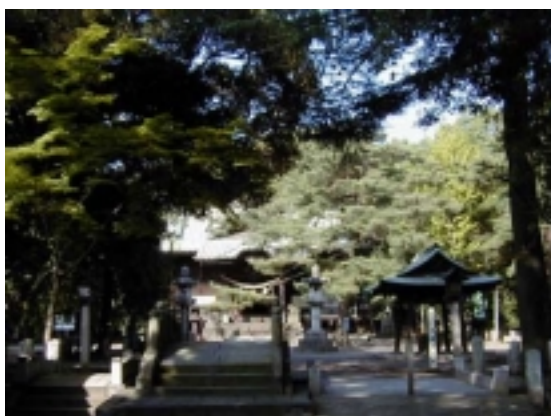
本市には、山裾を中心に市内の至るところに神社・仏閣があり、社寺林とあわせ景観に風格とうるおいを与えている。

代表的な神社である天満宮は、周辺に本町一～二丁目の蔵造り建物群や鋸屋根の工場等の歴史的建築物が多く残り、これらとともに歴史ある街並みを形成している。また、本市のメインストリートである本町通りの起点に位置し、ランドマークとしても非常に重要である。

また、宮本町の美和神社及び西宮神社周辺は、周辺に和洋折衷住宅や昔懐かしい和風木造建築が点在し、落ち着いた雰囲気醸し出している。

国の重要文化財に指定されている彦部家住宅は、屋敷のすぐ南に手臼山が迫り、周辺の恵まれた自然環境を背景とした歴史景観が残されている。

桧杓山城跡は、周辺に山並みやのどかな田園風景が広がり、桐生国綱によって山城が築かれた当時の面影を伝えている。また、山頂は市街地や梅田の山並みが見渡せる眺望点でもある。



天満宮



彦部家住宅

桐生は、近代に入ると織機の機械化を次々と進め、時代的気運とともに織物工業都市として空前の発展をみた。こうした時代背景のもとに桐生の市街地は発達し、洋風建築や鋸屋根の織物工場等が建てられ、鉄道・道路が整備され、近代桐生の景観にもなじみのものが多く現れた。

現在市内には、明治・大正から昭和初期にかけての歴史的建築物が多く残されており、まさに文化の香りをもたらし、桐生を特徴づけ、際立たせる景観要素となっている。



桐生明治館

都市的景観

1) 住宅地の景観

本市の住宅地は、建物が密集し道路の整備が遅れているところが多く、接道部や敷地内が緑化されていないところが多い。このため、うるおいに欠けた景観となっているところが多い。

一方、新堀住宅団地等の一部の住宅団地においては、地区計画による制限や住民との取り決め等によって敷地境界の緑化が推進され、美観が確保されている。また、市営間ノ島団地等の公営住宅では、まとまった空間を活かして緑化が進められ、良好な景観を有している。



市営間ノ島団地

なお、桐生川及び山田川沿いや、広沢町、相生町など市街化区域の周辺部には農地が残り、かつての田園風景の面影を残している。しかし、宅地化が進むにつれ、その景観は変わりつつある。

2) 商業地の景観

本市の中心商業地は、本町五丁目を中心に発達している。一部では電線の地中化が進み、緑化が行われ、美しい街並みが形成されている。しかし、電柱やアーケードの屋根が景観を阻害しているところも見られる。

また、国道や主要道路の沿線にも商店街が形成されているが、歩道がないか、あっても狭いところが多く、十分な緑化が行われていないため、うるおいに欠けた景観となっているところが多い。

3) 工業地の景観

近年発達した大規模工場は、渡良瀬川右岸の国道50号及び国道122号沿線に多く分布している。大規模工場の中には、接道部を緑化したり敷地内の緑化を積極的に行って、周辺の景観との調和を図っているところがある。

一方、桐生川沿いの旧市街地は、戦前からの工場が住宅と混在しているため、敷地に余裕がなく、建物が目立つ景観となっている。

4) 主な公共の景観

・道路

道路の緑化は市街地中心部の都市計画道路等で行われており、うるおいのある景観を呈しているが、市街地中心部を除くと緑化されている道路は少ない。

市域の南部を東西に通る国道50号は、幅員も広く、国道122号との分岐は立体交差になるなど近代的な道路景観となっているが、低木中心の緑化であるため、うるおいに欠けた景観となっている。

一方、南北方向の主要道路である主要地方道桐生伊勢崎線は、新桐生駅近くの桜並木等がみごとである。一部緑化されていない区域や、樹種が統一されていないという問題はあるが、主要地方道桐生田沼線に接続して天満宮方面へと続く南北の緑の景観軸を形成している。

中心市街地にあるコロンバス通りは旧新川の上部を利用したもので、三角屋根をデザインしたトイレやハナミズキとツツジのグリーンベルトが整備され、平成10年度群馬県環境緑化コンクールで特別大賞を受賞した。開花期のすばらしさは言うに及ばず、隣接する新川公園と合わせて周辺の景観を高めている。また、JR両毛線の高架下脇を利用したグリーン見来居通りは、四季折々の変化を見せる植栽や遊歩道が整備され、中心市街地にあつてうるおいに満ちたシンボリック空間を創造し、商店街へのアクセスとして市民に親しまれている。



コロンバス通り

・鉄道、駅

JR両毛線は市街地部分が高架になっており、車窓からの眺望は良いが、鉄筋コンクリートの高架橋が市街地の中央部を横切っているため、景観的に街を分断する要素となっている。桐生駅周辺は、土地区画整理事業が進められており、本市の玄関口としての新たな景観づくりが進められている。

東武線の新桐生駅は駅舎のデザインが印象的であり、上毛電鉄の西桐生駅も歴史を感じさせる駅舎となっている。



J R 桐生駅南口

・公共施設

本市における大規模建築物のほとんどが公共施設であり、景観形成を進める上で重要な位置を占めている。

特に市役所周辺においては、市役所、市民文化会館、桐生地域地場産業振興センターと周辺の道路を一体的に緑化し、さらに敷地内の織姫神社の樹林をランドマークとして残すなど、本市を代表する施設として景観に配慮した整備が行われている。また、市内の各学校では、接道部を緑化したり、シンボルツリーを植栽するなどして景観の向上に努めている。

しかし、公共施設の中には緑化が十分でなく、建物が目立つ景観となっている施設もある。

序 - 3 住民意向調査

本市では、計画策定前の段階で、アンケートによる住民意向調査を行ない、成人を対象としたアンケート及び緑の基本計画の目標とする年次に桐生市を担う世代となる中学1年生に実施した。

(1) アンケート概要

成人を対象としたアンケート

20歳以上の市民1,641名を対象とした。ただし、宛先不明で6通返送されてきたため、実際の配布は1,635名となった。

● 対象者の抽出方法

住民基本台帳より以下の条件で抽出した。

- ・男女比を1：1とする。
- ・年齢層（20歳代～50歳代、60歳以上）毎に均等になるようにする。
- ・区別の人口比を反映するように割り振る。

● 配布・回収方法

配布・回収は、郵送により行った。（平成11年10月18日発送、11月20日返送締切）
ただし、締切後に到着した分についても集計に加えた。

● 回収状況

回収は782通で、回収率は47.8%である。

また、中学生へのアンケートを含めると、配布1,988通に対し回収1,135通となり、回収率は57.1%である。

中学生へのアンケート

桐生市の将来を担う中学1年生を対象として、成人用アンケートの設問をもとに、選択肢の一部を簡略化するなどの修正を行い、平成11年9月～10月に実施した。各中学校の1年生1クラスに回答への協力を求め、353通の回答を得た。教育委員会を通じて各学校で実施したため、100%の回収となった。

表 中学校別回収数

学校名	回収数
東中学校	27
西中学校	40
南中学校	22
北中学校	31
昭和中学校	21
境野中学校	29
広沢中学校	37
梅田中学校	21
相生中学校	31
川内中学校	33
桜木中学校	32
菱中学校	29
計	353

(2) 集計結果

成人回答者の属性

● 性別

回答者の性別は、男性329名（42.1%）、女性446名（57.0%）、無回答7名（0.9%）である。

● 年齢

回答者の年齢層は、それぞれ全体の20%前後であるが、20歳代の割合がやや低い。

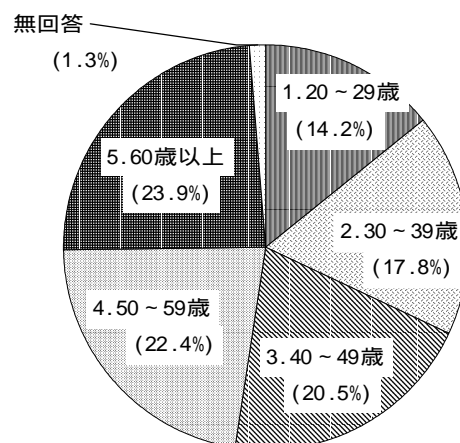


図 回答者の年齢別構成比

表 年齢・男女別回答者数

	男	女	無回答	計	構成比 (%)
1. 20～29歳	46	65	0	111	14.2
2. 30～39歳	46	93	0	139	17.8
3. 40～49歳	69	91	0	160	20.5
4. 50～59歳	73	102	0	175	22.4
5. 60歳以上	92	95	0	187	23.9
無回答	3	0	7	10	1.3
計	329	446	7	782	100.0

(端数処理のため、構成比(%)の計が100%にならない場合がある。以下の設問では、設問毎に無回答の人を除いて集計。)

緑の量について

緑の量についての印象を、住まい周辺と桐生市全体について聞いた。さらに、どんな場所で緑が増えたか、減ったかを質問した。

● 問 住まいの周りで目に入る緑の量

市全体では、「多い」「普通が」とともに3分の1程度である。

区別にみると、14区(梅田町)、17区(菱町)、10区(東久方町、西久方町、天神町、平井町)、16区(川内町)などで多いと答えた人が多い。一方、3区など市街地中心部の区では、多いと答えた人が少ない。

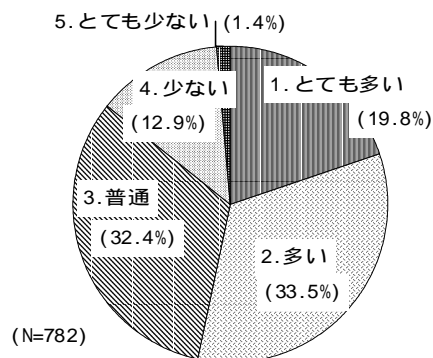
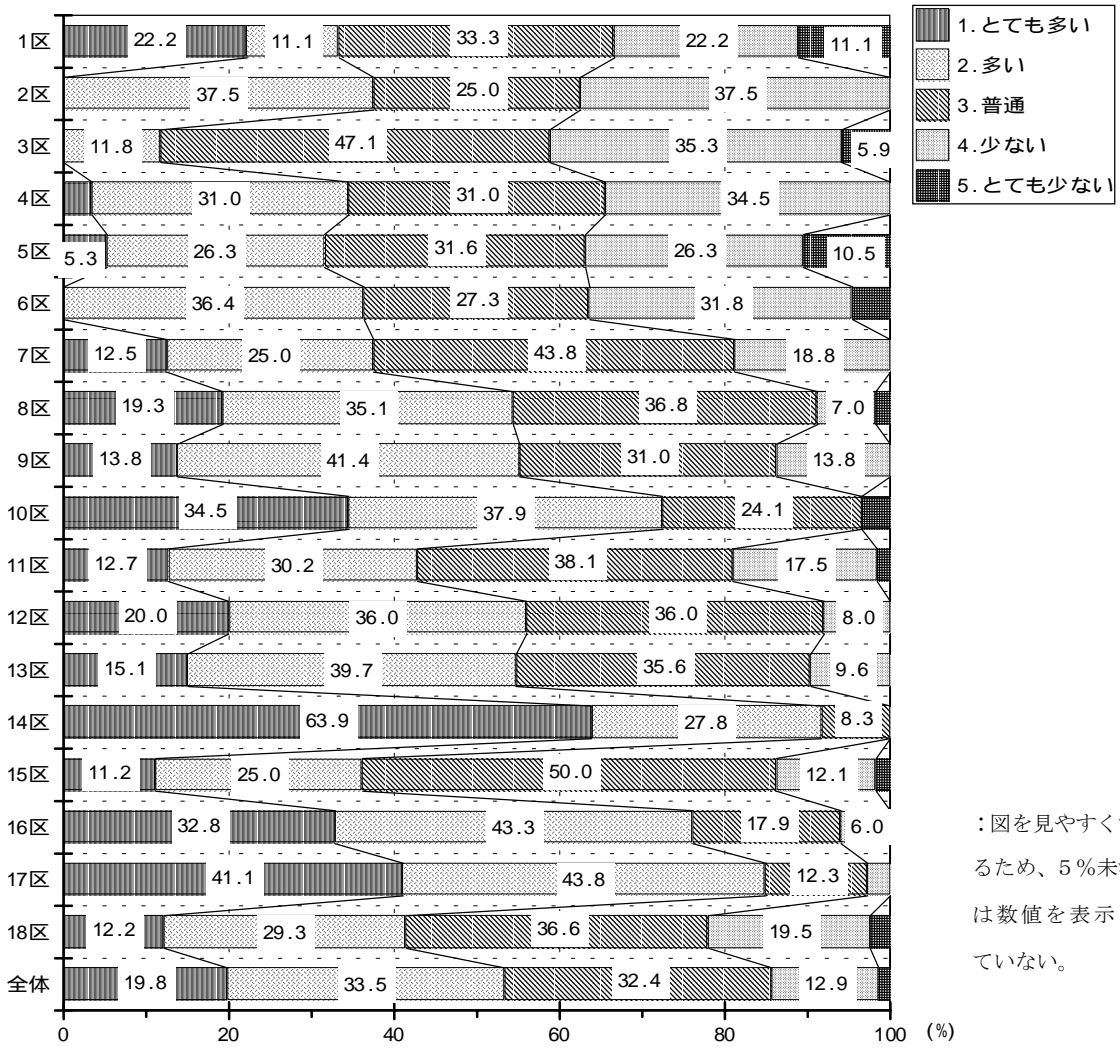


図 住まいの周りで目に入る緑の量

緑の現況調査で計測した緑被率と、「とても多い」または「多い」と回答した人の割合を区別に比較した。

緑被率が高くなるほど緑が多いと感じている人の割合が高くなる傾向があるが、緑被率の低い区でも3割以上の人が多いと感じている。これは、「住まいの周り」を広くとらえ、市街地周辺の山並みを含めた範囲について回答しているためと考えられる。

3区(稲荷町、錦町、織姫町、桜木町、美原町、清瀬町)で、緑被率と比べて緑が多いと感じている人の割合が低いのは、渡良瀬川の水面と水辺によって区の緑被率は30%程度となっているものの、市街地には緑が少ないためと考えられる。



:図を見やすくするため、5%未満は数値を表示していない。

図 住まいの周りで目に入る緑の量 (区別)

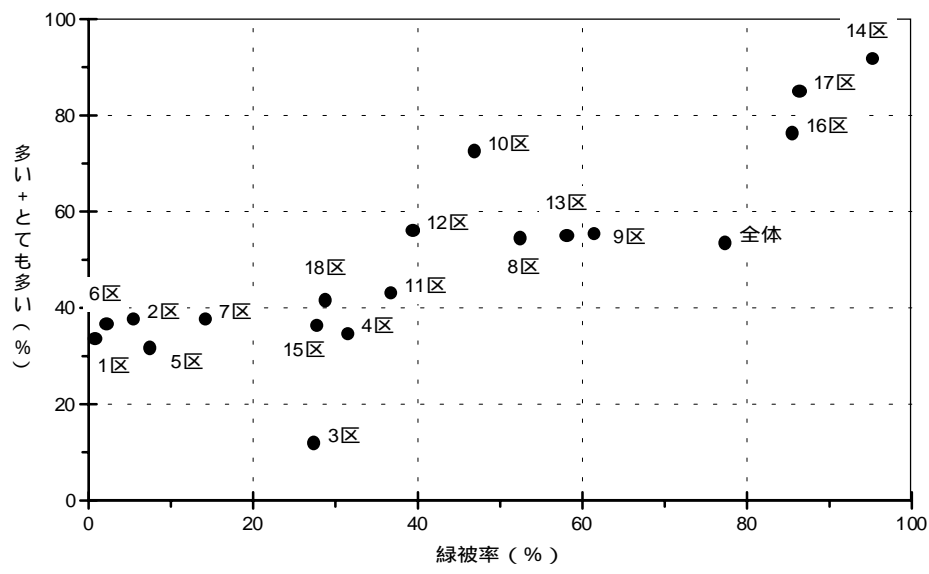


図 緑被率と住まいの周りで目に入る緑の量 (「とても多い」 + 「多い」) との関係

- 問 桐生市全体の緑の量
住まいの周り（問1）と比べて、「とても多い」と答えた人の割合が低く、「多い」と「普通」という回答の割合が高くなっている。

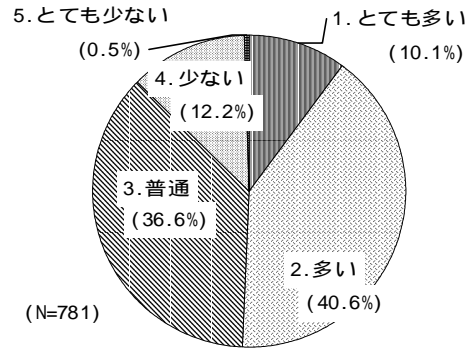


図 桐生市全体の緑の量

- 問 5～6年前と比べた緑の量の変化

「農地」「山林や樹林地」「水辺の緑」が減ったという意見が多い。一方、「道路の緑」及び「公園や広場の緑」は増えたという意見が他の場所より多い。「住宅地」については、減ったという意見と増えたという意見の両方がある。

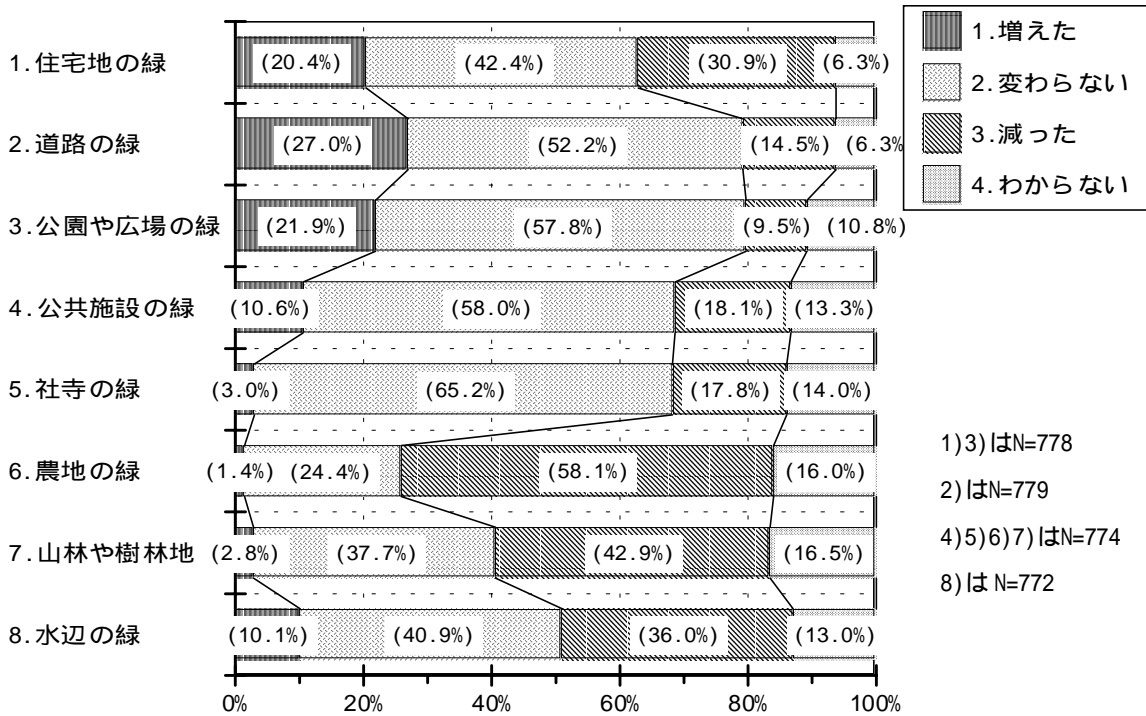


図 5～6年前と比べた緑の量の変化

公園について

● 問 今後どのような公園が増えるとよいか

今後市内にどのような公園がふえるとよいか、選択肢の中から3つまで選んでもらった。最も多い意見は「自由に遊べる広々とした原っぱのある公園」であり、次いで「池や林などがあり、自然観察や木登り、虫取りなどのできる公園」という意見が多かった。

その他の意見としては、次のようなものがあった。

- ・散歩を楽しめる公園。遊歩道、並木道、森林公園のようなもの
- ・お年寄りがのんびりすごせる公園
- ・自然を可能な限りそのまま残したような公園
- ・大駐車場を備えた公園
- ・子供の年齢によって公園を利用する用途が違う為、色々な種類の公園が必要だと思う。
- ・これから高齢者も増えるので、車やバスで行かなければいけないような公園ではなく、コロンバス通りのように散歩がてらちょっと緑の下で休めるような所が身近にたくさんあるといいと思う。
- ・桐生球場の早急なりニューアル
- ・渡良瀬河川敷の有効利用をして欲しい
- ・増やさない方がよい。自然のままが一番。人工的なものはやめてもらいたい。

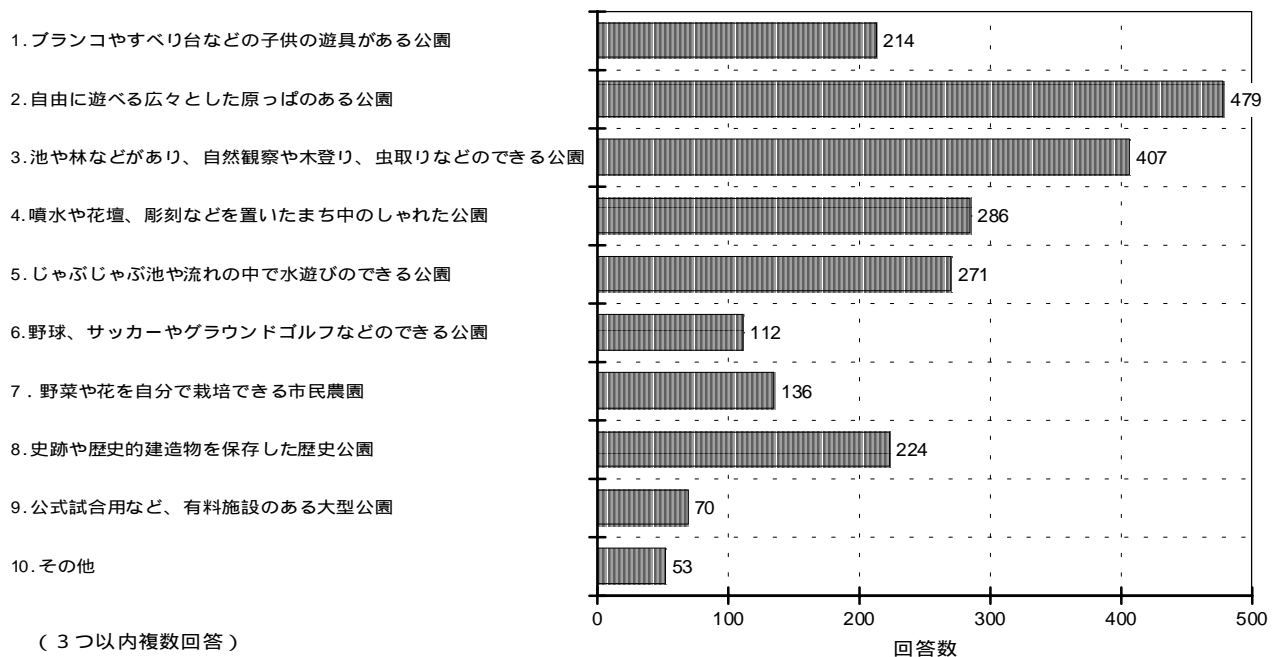


図 今後どのような公園が増えるとよいか

緑を守り、育てるための制度について

緑を守り、育てていくために今後市が力を入れていくべきことは何かを聞いた。

● 問 市が特に力を入れるべきこと（1～3位の順位をつけて回答してもらった。）

1～3位の合計では「森林を守る」が最も多く、次いで「小さくてもよいから、身近なところに公園を増やす」が多い。また「水辺の緑を守る」「街中に緑を増やす」「街路樹を増やす」という答えも多い。

しかし、順位別にみると1位に選んだものでは「小さくてもよいから、身近なところに公園を増やす」が最も多くなっている。

その他の意見としては、「現在ある公園の定期的な管理・点検」などがあつた。

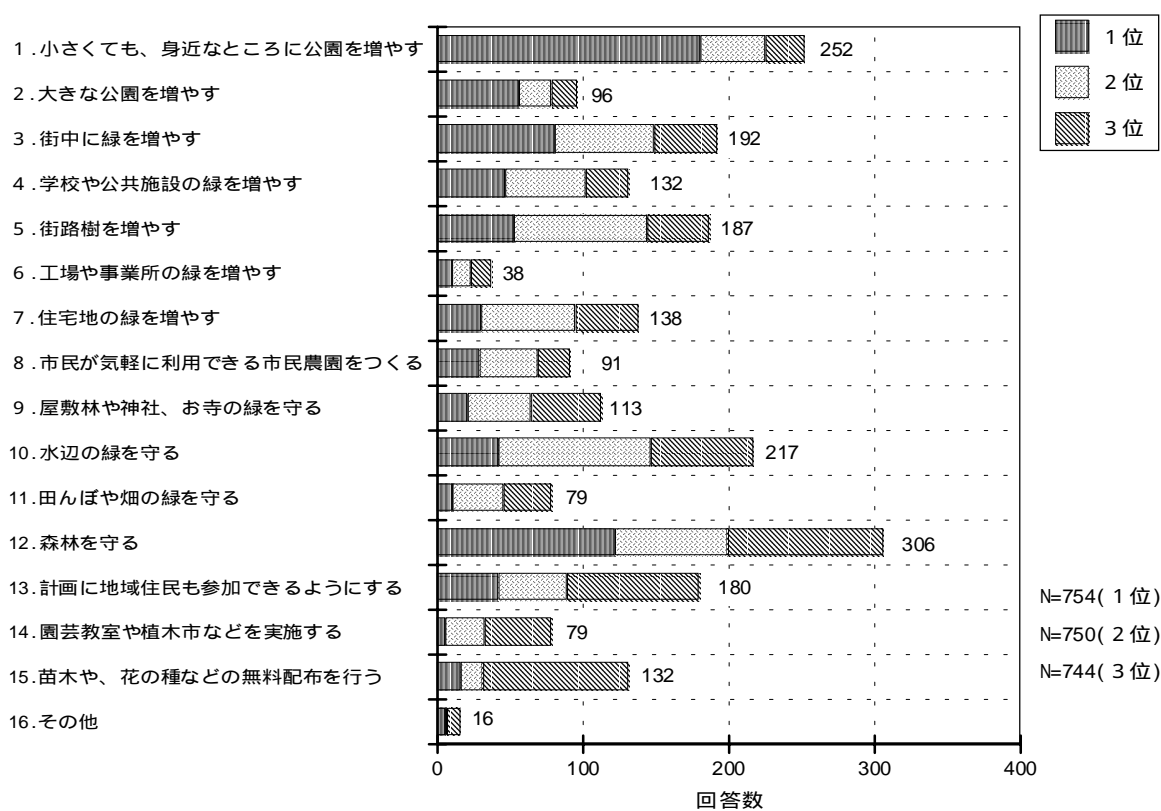


図 市が特に力を入れるべきこと

参加・協力できそうだと思う活動について

参加・協力できそうだと思うと回答した人（485人）に活動内容を聞いた。（複数回答）

● 問 緑化に関する地域活動への参加

「個人でできる範囲で参加・協力する」と答えた人が多かったことからわかるように、「自宅の道路に面した部分の緑化や生け垣づくり」が最も多く、次いで「公園、道路などの清掃、除草、水やりなどの手入れ」「公園、道路などの花壇づくり」の順となっている。

年齢層及び男女別にみると、大きな差は見られないが、「緑の募金活動などへの協力」については、若年層ほど高く、男性よりも女性の方が高い傾向がみられる。

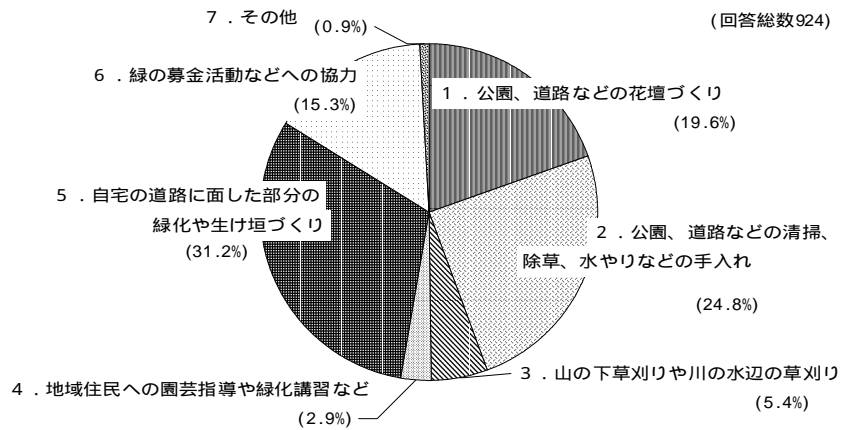


図 参加・協力できそうだと思う活動

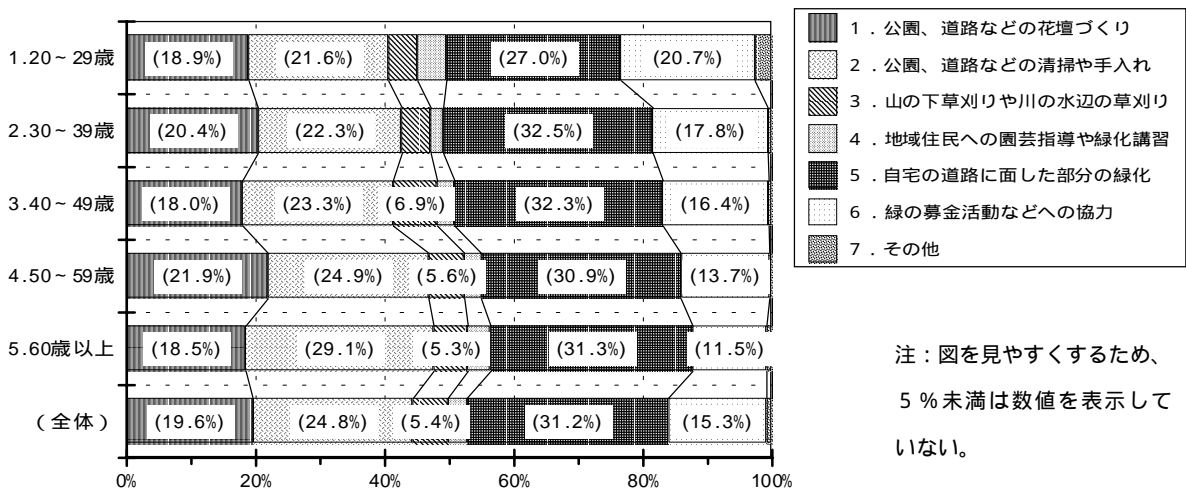


図 参加・協力できそうだと思う活動 (年齢層別)

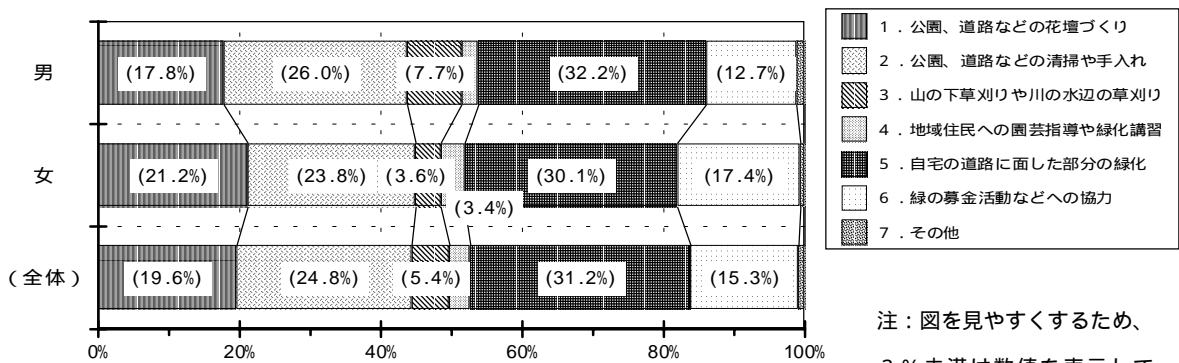


図 参加・協力できそうだと思う活動 (男女別)

(3) 中学生アンケート

● 問 緑の役割について

緑の役割について、選択肢の中から重要と思う順に3つを選んでもらった。

1位にあげたものとしては、「空気をきれいにする」が圧倒的に多く、次が「動物、植物の生息の場を提供する」となっている。2位にあげたものでは、「水をたくわえ、山崩れなどの災害を防止する」が最も多く、3位では「心に安らぎを与える」が最も多い。

1～3位の合計では、「空気をきれいにする」「心に安らぎを与える」「動物、植物の生息の場を提供する」「水をたくわえ、山崩れなどの災害を防止する」の順となっている。

1～3位の合計について、成人を対象としたアンケートと比較すると、「空気をきれいにする」「心に安らぎを与える」の順に多い点は同じであるが、成人では「動物、植物の生息の場を提供する」よりも「水をたくわえ、山崩れなどの災害を防止する」の方が多い点が異なっている。

「その他」の意見としては、他の選択肢と関連したもののほか、「木は紙などの原料になる」「ずっと見ていると視力が良くなる」というものがあった。

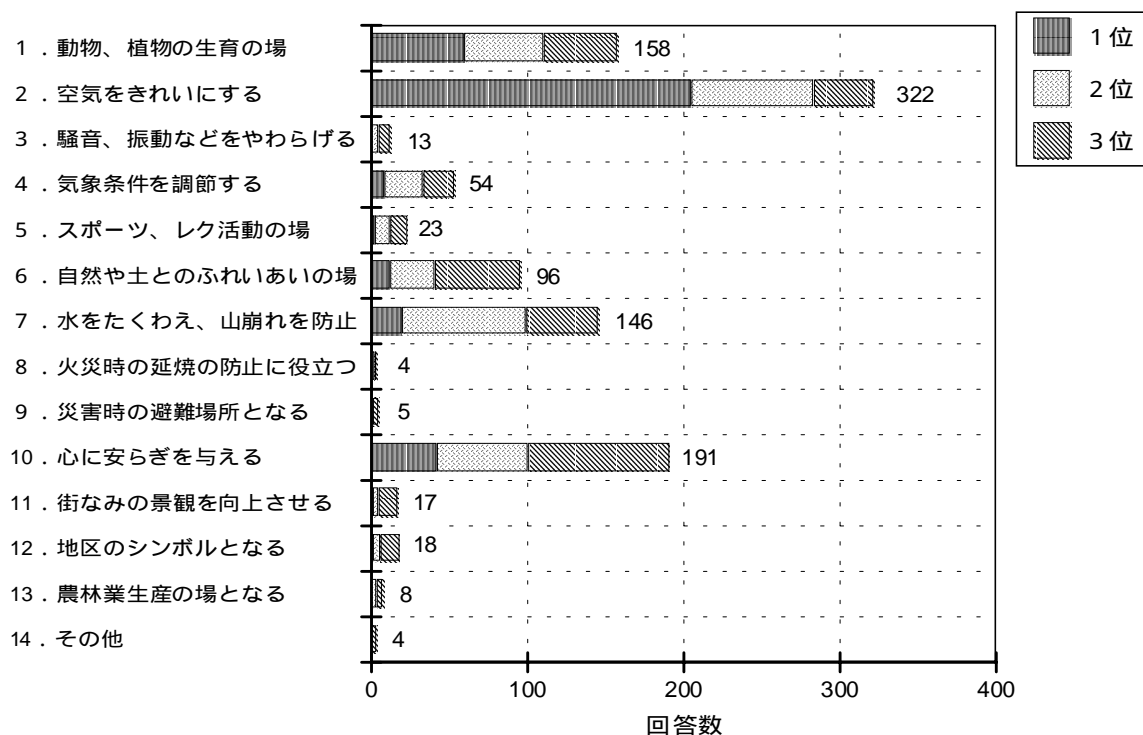


図 緑の役割（中学生）

● 問 今後どのような公園が増えるとよいか

どのような公園が増えたらよいかたずねた（3つ選択）。

最も多い回答は「自由に遊べる広々とした原っぱのある公園」で、次いで「スポーツができる公園」「池や林などがあり、自然観察や木登り、虫取りなどのできる公園」「水遊びのできる公園」というものが比較的多かった。

成人を対象としたアンケートと比較すると、中学生の方が「スポーツができる公園」を希望する割合が高いことが大きく異なっている。

その他の内容としては、下記のようなものがある。

（参考）その他の内容

- ・アスレチックのある大型公園・花壇などに入れる公園
- ・犬とかも自由に出来る場所
- ・いろいろなイベントがあって、いろいろな人と話したり遊んだり出来る公園
- ・お金もちの広い庭のようなメルヘンチックな公園
- ・大人から子供までが楽しく遊べる公園
- ・砂漠みたいな所
- ・スケボー・ローラーブレードが出来る場所
- ・食べ物を売っている公園（ポテト、アイスクリーム）
- ・小さい子も安全に遊べる公園
- ・中心部に木が1本立っている公園
- ・のんびり出来る公園
- ・博物館とかの近くに公園を
- ・プールやアスレチックのある大型公園
- ・フリーマーケット等イベントの多い公園
- ・水遊びが出来るアスレチックのある公園
- ・夜になっても結構明るい公園

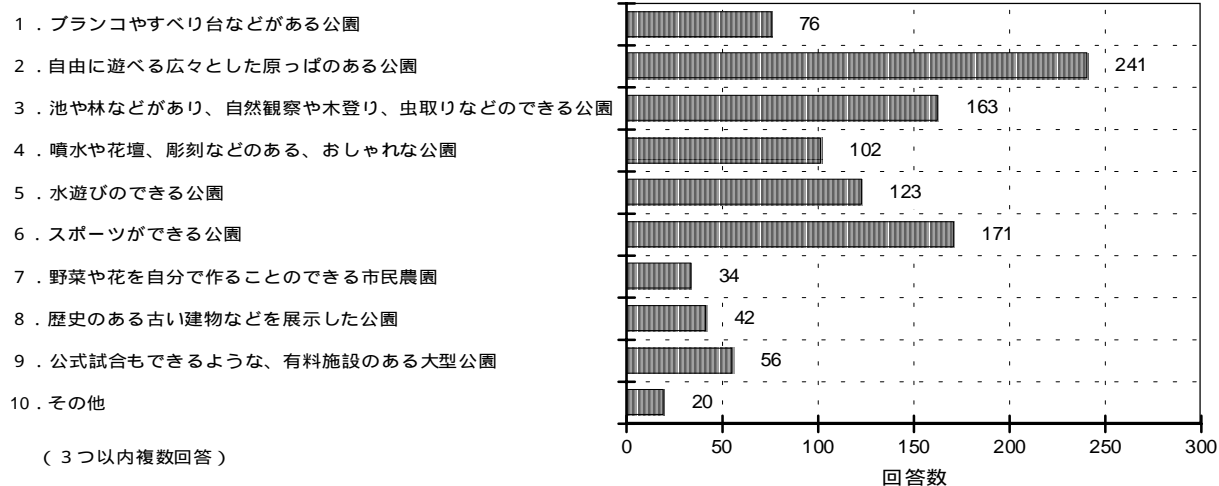


図 今後どのような公園が増えるとよいか（中学生）

● 問 市が力を入れるべきこと

緑の基本計画を策定するにあたって、市が力を入れるべきことは何かをたずねた（重要と思う順に3つ選択）。

1位には、「まちの中に花や木を増やす」「森林を守る」が多く、2位には「川をきれいにし、川ぞいの緑を守る」が圧倒的に多かった。

1～3位の合計では、「川をきれいにし、川ぞいの緑を守る」「まちの中に花や木を増やす」「森林を守る」の3つの回答が多かった。

選択肢が若干異なるが、成人を対象としたアンケートと比較すると、中学生の意見に「川をきれいにする」という意見が非常に多く、「小さな公園をたくさん増やす」という意見が少ないことが大きく異なっている。

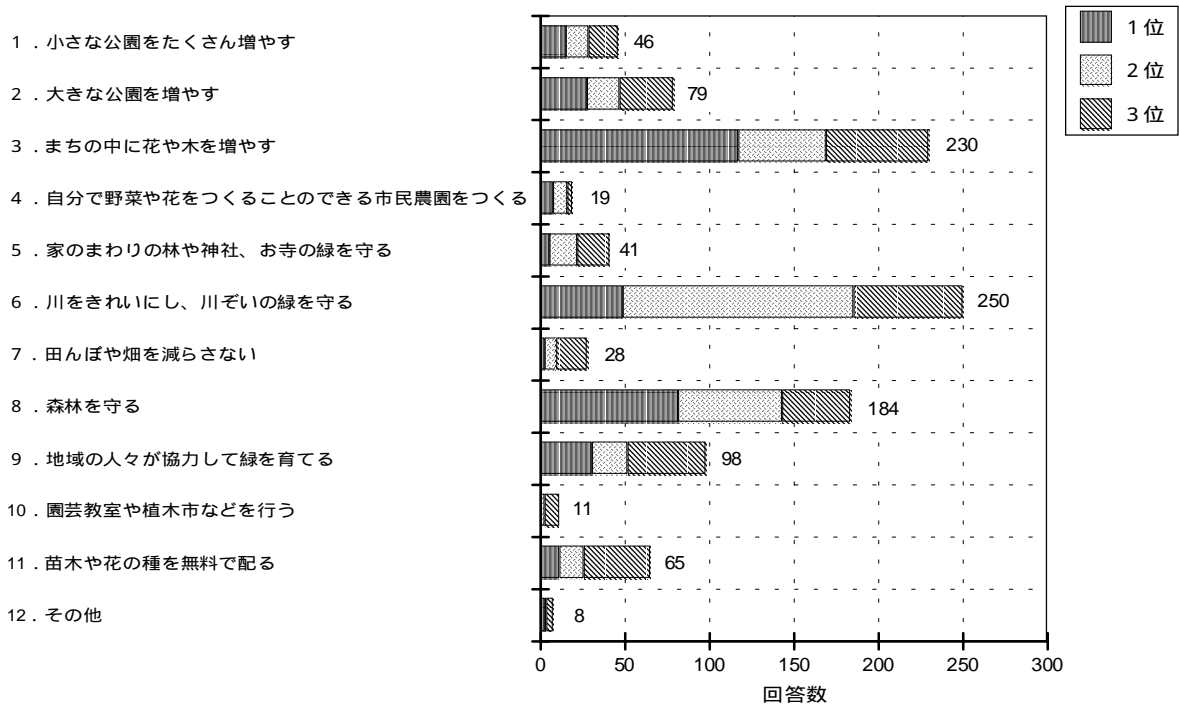


図 市が力を入れるべきこと（中学生）

● 問 大人になったときにどんな桐生のまちであって欲しいか

大人になったときにどんな桐生のまちであって欲しいか、特に自然や緑、公園等への希望を自由に記述してもらった。

意見を分類し、その数を集計すると、緑化推進関連や公園についての意見などが多い。

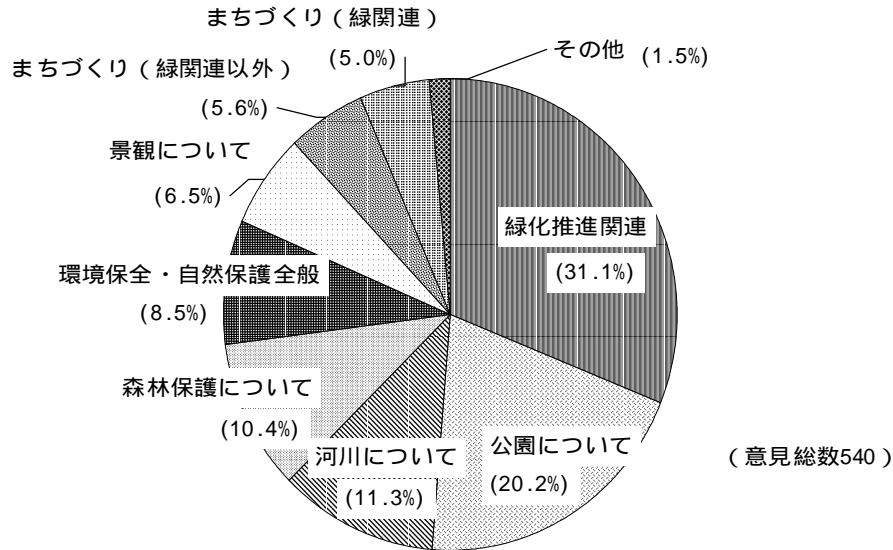


図 大人になったときにどんな桐生のまちであって欲しいか（中学生）

● 中学生の自由記入した代表的な意見

○緑化推進関連

- ・街路樹をいっぱい植える。
- ・街に木を植えて美しい町にしたい。
- ・木や緑を増やして緑いっぱい、自然に満ちあふれている町にして欲しい。

○公園について

- ・中央公園のような広くて、スポーツができる芝生の公園がもっとほしい。
- ・出来るだけ自然はこわさずに人々がふれあえる楽しくてきれいな公園を作って欲しい（無料の）。
- ・公園では小さな子供がみんなで遊んでいる姿を見たい。

○河川について

- ・川をもっときれいにして欲しい。
- ・川の自然を残したい。
- ・川をもっとキレイにして、魚がたくさんいる川にしたい。

○森林保護について

- ・森林をこれ以上減らさないで。
- ・山の自然を残したい。
- ・吾妻山の自然を守りたい。

○環境保全・自然保護全般

- ・緑がいっぱいあって空気がとてもきれいで青空があつて雲1つないところ。
- ・自然を出来るだけ減らさないで風景もあまり変わらないで欲しい。
- ・自然が多く、野生動物と人間が上手に共存できる町が欲しい。

○景観について

- ・今のままの緑の美しい町でいて欲しい。
- ・桐生の山の風景は変わらないで欲しい。
- ・山の風景、山の近くの風景は変わらないで欲しい。

○まちづくり（緑関連以外）

- ・老人が歩きやすい交通整備（歩道から歩道へ移るときの段差など）。
- ・これ以上建物は建てないで欲しい。
- ・近代化が進むのも良いが昔ながらの町並みも残して欲しい。
- ・アスファルトのない、電柱が木で、道路は土の町がいい。
- ・このままの桐生であつて欲しい。

○まちづくり（緑関連）

- ・もっと木を植えたり芝生を生やしたりして自由に遊べる所が欲しい。
- ・子供も大人も楽しめるような場所が欲しい。
- ・心に安らぎを与えるような場所が欲しい。

1 . 緑地の保全及び緑化の目標

1 - 1 基本理念と将来像

(1) 基本理念

桐生市は市域の7割以上が山林で、市街地には渡良瀬川や桐生川、山田川等の清流があり、水と緑に恵まれたまちは市民が誇りとするものである。

これらの緑は、大気浄化とともに地球温暖化の防止、自然の多様な生態系の維持、災害の防止等の役割をはじめ、レクリエーションや自然とのふれあいの場の提供、うるおいのある都市景観の形成等において重要な役割を果たしている。特に針葉樹と広葉樹の複層混交林は水源をかん養し、本市の環境保全の上で特に重要となる「清流」を守る役割をもっている。さらに、緑は健康で明るく情操豊かな人づくりのうえからも大切なものである。

このように重要な役割と機能をもっている緑を保全・育成していくことが、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要であると多くの市民が感じている。

このためには、緑の重要性を一人一人の市民が認識し、市民・事業者・行政がお互いに協力しあって緑のまちづくりを推進していく仕組みをつくり、市民参加を含めた総合的な施策の展開を図ることが必要である。

本計画は以下の理念に基づき、市民が誇りを感じ、来訪者にとって住みたくするような、魅力あるまちをつくるための指針となるものである。

- まちと人と自然を守る緑 -

環境保全機能

- ・大気を浄化する
- ・地球温暖化を防止する
- ・動植物の生息空間となる
- ・水源をかん養する

防災機能

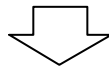
- ・災害時の避難場所、避難路になる
- ・火災の延焼を防ぐ
- ・風水害を防止する
- ・騒音を軽減する

レクリエーション機能

- ・健康な心と体をつくる、運動・休養・散策の場となる
- ・心に安らぎを与える
- ・日常生活での自然とのふれあいにより季節を感じる
- ・地域の交流、コミュニティを活発にする場となる

景観構成機能

- ・美しいまちなみをつくる
- ・地形、歴史、文化的特徴をあらゆる都市のシンボルとなる
- ・個性的でうるおいのあるまちをつくる



< 緑のまちづくりの理念 >

美しい緑の山々と清らかな川の流れによる自然環境をみんなの財産として守り育てよう

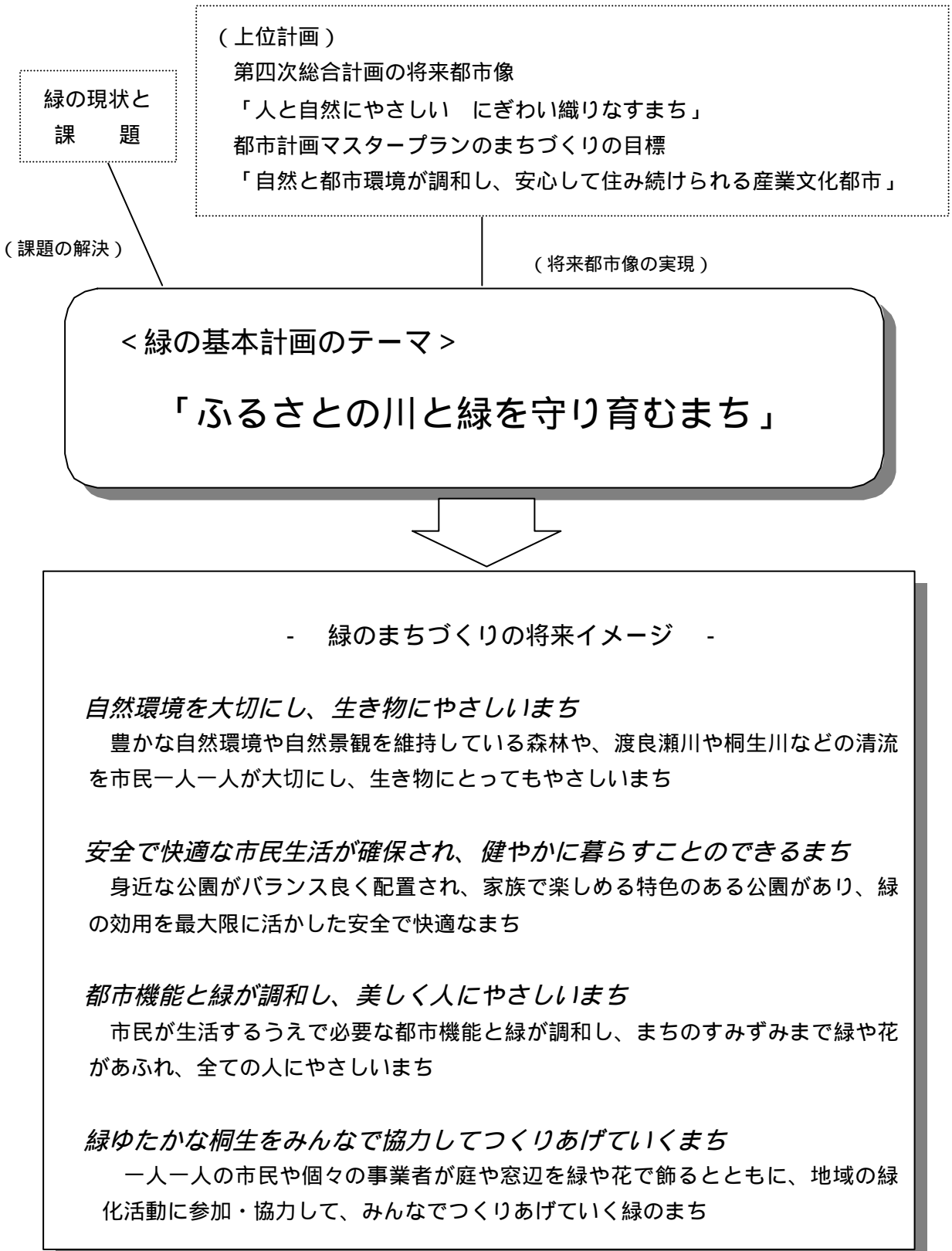
花と緑に囲まれた快適で安心して暮らせるまちをつくろう

自然とのふれあいの場をふやし、豊かな心を育む緑のまちをつくろう

市民・事業者・行政が力を合わせて緑を守り、育てよう

(2) 緑の将来像

緑の果たす役割や本市における緑の状況と課題を踏まえ、桐生市第四次総合計画及び桐生市都市計画マスタープランで掲げている将来都市像を実現するため、緑の基本計画では次の将来像を設定する。





緑の将来像図

1 - 2 基本方針と施策の体系

(1) 計画の基本方針

緑の将来像を実現するために、“緑の保全”“緑地の創出”“都市緑化の推進”“緑を育てる仕組みづくり”からなる総合的な4つの基本方針を定める。

1. 自然にやさしいまちをつくる（緑の保全）

ふるさとの美しい景観を形成し、豊かな自然環境を維持している森林や、渡良瀬川、桐生川などの清流を市民一人一人の財産ととらえ、これを守り、次世代に伝えていく。

身近な緑を守ることにより、生き物の生息場所を保全し、自然にやさしいまちをつくる。

2. 水と緑のふれあいの場を広げる（緑地の創出）

安全で快適な生活を確保するため、身近な公園をバランス良く配置する。

自然や歴史・文化に育まれた桐生市の特徴を活かし、個性と特色のある公園を整備する。

桐生が岡公園や桐生市運動公園など、既存の公園を魅力ある公園へよみがえらせる。多様な公園緑地を広く利用できるよう、河川や緑道、街路樹等による水と緑のネットワーク化を進める。

3. 花と緑に包まれた美しく、人にやさしいまちをつくる（都市緑化の推進）

緑が少ない市街地に花と緑を増やし、美しく、市民が誇りをもち、長く住みたいと思うまちをつくる。

公園のバリアフリー化や、安心して歩ける緑道や遊歩道の整備を進め、人にやさしいまちをつくる。

公園緑地等のオープンスペースの確保や、ブロック塀の生垣化、道路の緑化等によって、災害に強い安全なまちをつくる。

4. 市民の自主的・主体的な緑のまちづくりを支援する

（緑を育てる仕組みづくり）

身近な緑を守り、増やし、育てる地域活動を育成する。

さまざまなイベントや桐生川の清流を守る条例の制定などの普及啓発活動を通じて、市民の緑化や自然保護に対する意識の高揚を図る。

行政内の推進体制の充実や調査研究等により、「桐生の清流と森林を守る会」などの市民の自主的な自然保護活動や緑化活動を支援する。

(2) 施策の体系

計画の基本方針に基づき、施策展開の方向を体系的にまとめ以下に示す。

表 施策の体系

基本方針	基本施策	施策(小項目)
1. 自然にやさしいまちをつくる(緑の保全)	樹林・樹木の保全	森林の保全、複層混交林の創出 開発申請時の適正な誘導 緑地保全地区制度、風致地区制度の活用 自然緑地保護地区制度等の活用 保存樹制度の活用
	河川・湖沼の保全・活用	桐生川ダム周辺の整備 多自然型川づくり 親水空間の保全・活用
2. 水と緑のふれあいの場を広げる(緑地の創出)	身近な公園緑地の整備・充実	身近な公園緑地の整備 一時避難場所としての公園機能の充実 市民参加による公園づくり
	拠点となる公園緑地の整備・充実	個性と特色ある公園の整備 都市防災機能の強化 魅力ある公園への再整備
	水と緑のネットワーク化	緑の散歩道の整備 サイクリングロードの整備 ハイキングコースの活用
3. 花と緑に包まれた美しく、人にやさしいまちをつくる(都市緑化の推進)	都市公園、公共公益施設の整備・充実	都市公園の緑化 都市公園のバリアフリー化 学校の緑化 公共公益施設の緑化
	道路・河川の緑化	道路の緑化 河川・水辺の緑化
	民有地の緑化	住宅地の緑化 商業施設地の緑化 工場・事業所の緑化 緑地協定、接道部緑化に関する取り決め等の締結
4. 市民の自主的・主体的な緑のまちづくりを支援する(緑を育てる仕組みづくり)	自主的・主体的な活動の促進	(仮)緑の相談所の開設 グリーンフラワーバンクの活用 移動地域バンク(苗木及び球根の配布)の活用 生垣づくり奨励苗木交付事業の活用 市民による緑の維持管理の促進 「桐生の清流と森林を守る会」の活動促進 活動団体・人材の育成
	緑化イベントの充実・緑の普及啓発	緑化推進月間の設定 桐生市緑化推進大会の開催 市民植木市の開催等イベントの充実 「緑と花」のポスター募集及び展示 普及啓発活動の充実
	緑化推進基金の充実	桐生市緑化推進基金の積み立て・運用
	みどりのまちづくり推進体制の充実	庁内組織の充実 「桐生しみどりと花の会」との連携
	調査研究・広報活動	緑や自然に関する調査研究 各種指針等の作成 緑に関する情報提供

1 - 3 計画のフレーム

本計画における目標年次は次のように設定する。

現況は平成10年度とし、目標年次は平成27年度とする。また、中間年次として平成17年度の目標水準を設定する。

以下に、緑地の整備と保全、緑化の目標水準の基礎となる本市の都市計画におけるフレームを示す。

(1) 計画対象区域

計画対象区域	都市計画区域名
桐生市の全域	桐生都市計画区域の全域 (13,747ha)

(2) 都市計画区域内人口の見通し

年次	現況 (平成10年度)	中間年次 (平成17年度)	目標年次 (平成27年度)
人口	118,848 人 ^{*1}	120,000 人 ^{*2}	120,000 人 ^{*2}

* 1 現況人口：住民基本台帳及び外国人登録人口（平成11年3月31日現在）。

* 2 中間年次、目標年次人口：桐生市都市計画マスタープラン（平成11年3月）より。

(3) 市街化区域の規模

年次	現況 (平成10年度)	中間年次 (平成17年度)	目標年次 (平成27年度)
市街化区域人口	115,505 人 ^{*1}	117,000 人 ^{*2}	117,000 人 ^{*2}
市街化区域の規模	3,022 ha	3,040 ha ^{*3}	3,040 ha ^{*3}
人口密度	38.2 人/ha	38.5 人/ha	38.5 人/ha

* 1 現況人口：住民基本台帳及び外国人登録人口（平成11年3月31日現在）のうち市街化区域内の人口。

* 2 市街化区域の将来人口：桐生市都市計画マスタープラン（平成11年3月）に示されている将来拡大市街地となる地区について、平成10年度群馬県都市計画基礎調査において計画人口が示されており、これを現況人口に加算した数値である。また、ここに示すにあたり、百の位で四捨五入し、千人単位にした。

* 3 市街化区域の規模：桐生市都市計画マスタープラン（平成11年3月）より。

(4) 住区の設定

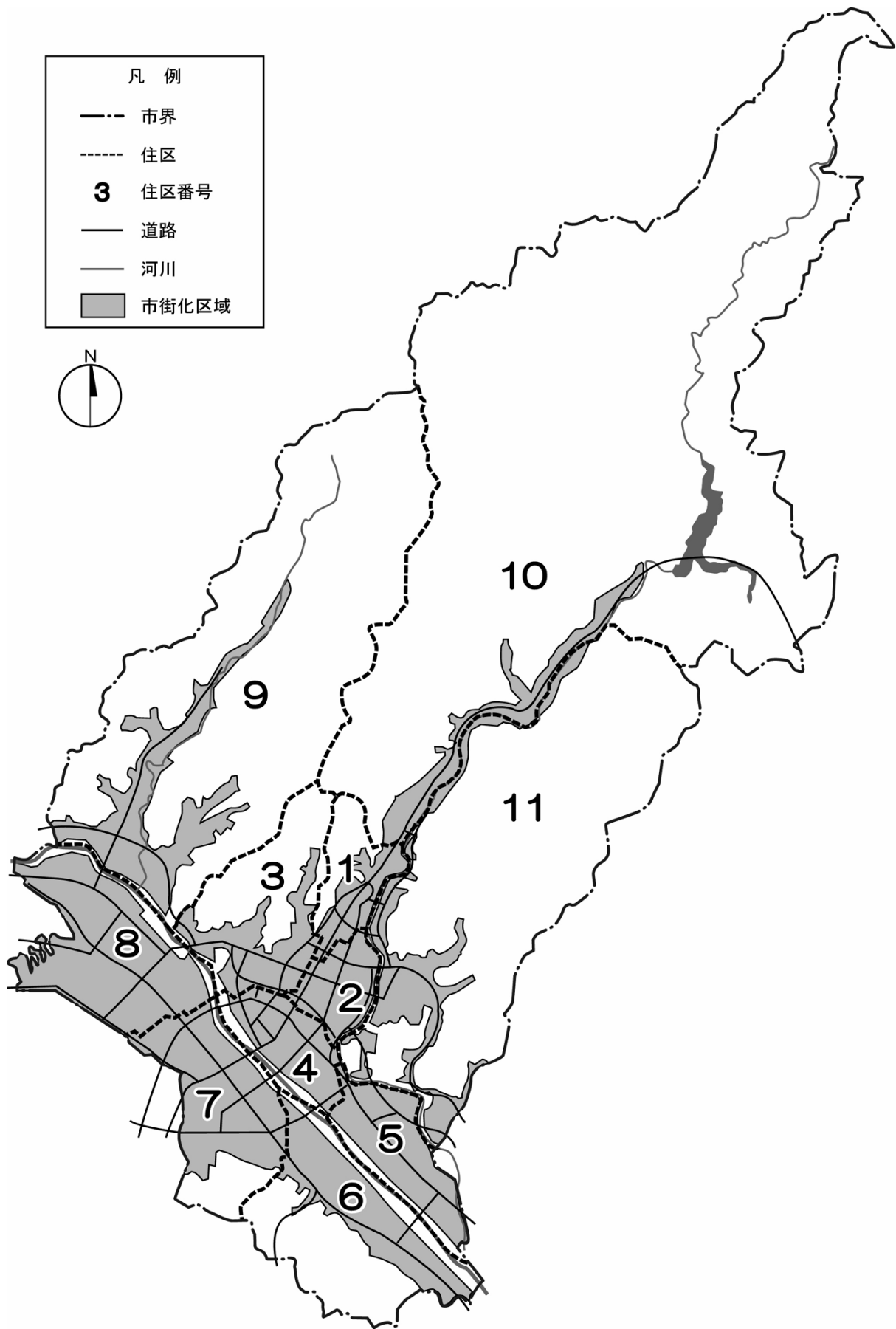
住区設定は、街区公園、近隣公園等の住区基幹公園の配置を行うために次のように行った。
 行政区分の人口と面積をもとに、都市計画マスタープランでの地域設定を基本として、行政区、中学校区等のコミュニティ単位を参考に11の住区を設定した。
 目標年次の人口及び市街化区域の規模については、次のとおりとする。

住区	行政区分	住区別面積 (市全体) (ha)	現況(平成10年度)				目標年次(平成27年度)			
			都市計画 区域人口 (市全体)*1 (人)	市街化区域			都市計画 区域人口 (市全体)*2 (人)	市街化区域		
				人口 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)		人口 *2 (人)	面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
1	1,10	266.5	6,326	6,263	133.1	47.1	6,330	6,260	133.1	47.0
2	2,6,7	184.2	10,260	10,260	162.1	63.3	10,260	10,260	162.1	63.3
3	8,9	644.9	10,865	10,352	237.3	43.6	10,870	10,350	237.3	43.6
4	3,4,5	293.5	10,671	10,671	205.2	52.0	10,670	10,670	205.2	52.0
5	11	327.3	10,320	10,320	211.3	48.8	10,320	10,320	211.3	48.8
6	13	786.3	9,360	9,283	309.2	30.0	10,840	10,770	327.2	32.9
7	12,18	536.3	14,987	14,914	393.5	37.9	14,990	14,910	393.5	37.9
8	15	666.0	20,009	20,009	582.1	34.4	20,010	20,010	582.1	34.4
9	16	2,610.3	10,953	9,379	342.9	27.4	10,950	9,380	342.9	27.4
10	14	5,298.0	4,572	3,948	191.6	20.6	4,570	3,950	191.6	20.6
11	17	2,133.7	10,525	10,106	253.7	39.8	10,530	10,110	253.7	39.9
合計		13,747.0	118,848	115,505	3,022.0	38.2	120,000 *3	117,000 *3	3,040.0	38.5

* 1 現況人口：住民基本台帳及び外国人登録人口(平成11年3月31日現在)による。

* 2 将来人口：1の位を四捨五入し、10人単位にした。

* 3 将来人口合計：100の位を四捨五入し、1,000人単位にした。



住区設定図

1 - 4 計画の目標水準の設定

国の目標水準及び都市計画マスタープランの整備目標量を指標として、緑の将来像を実現するための計画の目標水準を設定する。

(1) 目標水準の設定のための指標

緑地及び都市公園の目標水準を設定するにあたり、指標となる国及び桐生市都市計画マスタープランで示された目標水準を以下に示す。

国の緑地の目標水準

市街地の持続性のある緑地の割合	平成 12 年度末	21 世紀初頭
	25%以上 *1	30%以上 *2

* 1 平成12年度末目標水準：「グリーンプラン2000（緑の政策大綱のアクションプログラム）（平成8～12年度）より

* 2 21世紀初頭目標水準：「緑の政策大綱（平成6年7月）」より

国の都市公園の整備目標水準

年 次	平成 9 年度末現在	平成 14 年度末	21 世紀初頭
都市公園の整備目標	7.5 m ² /人	9.5 m ² /人	20 m ² /人
都市公園の整備目標 (都市公園のうち広域公園、 国営公園を除いたもの)	-	-	17 m ² /人

* 都市計画中央審議会答申（平成7年7月）より

桐生市都市計画マスタープランにおける都市公園の整備目標量

	平成 7 年度現在 面積 (ha)	目標 (平成 27 年度)		
		目標面積 (ha)	目標水準 (m ² /人)	要整備面積 (ha)
住区基幹公園	17.88	48.0	4.0	30.12
都市基幹公園	34.7	54.0	4.5	19.3

* 都市公園全体の目標水準は「国の整備目標水準を上回る」とされている。

国の緑化目標水準

住区基幹公園		都市基幹公園		幹線道路
(街区公園除)	街区公園	(運動公園除)	運動公園	
50 %	30 %	50 %	30 %	30 %

* 21世紀初頭目標水準：「緑の政策大綱（平成6年7月）」より

(2) 緑地の確保目標水準

本市において現況の緑地の占める割合は、市街化区域内では6.5%（196.99ha）で、これと市街化区域に接する周辺地域（市街化調整区域）の緑地をあわせると22.0%（796.57ha）となる。また、都市計画区域全体では75.8%（10,417.0ha）と非常に高い。

これは、山地及び水面等が約8割を占め、2割の平地部に市街地が形成されているといった、本市の地形的制約からくる土地利用特性によるものである。

市街化調整区域は約95%が地域制緑地に指定され、都市基幹公園等の比較的規模の大きな施設緑地は市街化区域に接する市街化調整区域に配置されている。

以上のような緑地特性から、本市の将来市街地の緑地確保量は将来市街地に接した周辺地域の緑地（施設緑地等）を含めて目標水準を以下のように設定する。

目標年次における 緑地確保目標量	都市計画区域面積に対する割合	将来市街地面積に対する割合 (将来市街地に接した周辺地域の 緑地を含む)
	概ね 10,430 ha 76 %	概ね 1,110 ha 28 %

$$\text{都市計画区域面積に対する割合} = \frac{\text{緑地の確保目標量}}{\text{都市計画区域面積}}$$

$$\text{将来市街地面積に対する割合} \\ \text{(将来市街地に接した周辺地域の緑地を含む)} = \frac{\text{将来市街地内の緑地確保目標量(210ha)} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地確保目標量(900ha)}}{\text{将来市街地面積(3,040ha)} + \text{将来市街地に接した周辺地域の緑地確保目標量(900ha)}}$$

(3) 都市公園等として整備すべき緑地の目標水準

本市における都市公園の整備水準は、平成10年度現在で6.29 m²/人となっており、国の目標水準17 m²/人に対して37%と低い水準にあるが、本市は市街地を取りまく豊かな緑地とともに、街区公園や近隣公園などの身近な都市公園に準ずる機能をもつ河川緑地、青少年広場など、公共施設緑地が多く配置されている。

以上のようなことから、本市の都市公園は以下に示すように「都市公園」と都市公園と公共施設緑地をあわせた「都市公園等」の2つの目標水準を設定する。

今後の市街化区域内での街区公園や近隣公園などの住区基幹公園の用地としては、主に未利用地や宅地等の整備による確保となる。

年次	現況 (平成10年度)	中間年次 (平成17年度)	目標年次 (平成27年度)
都市公園	6.29 m ² /人	8 m ² /人	18 m ² /人
都市公園等 (都市公園 + 公共施設緑地)	12.90 m ² /人	15 m ² /人	25 m ² /人

(4) 緑化に対する都市全体の目標

本市における緑化目標は、以下のように設定する。

区 分		緑化目標（目標年次・平成 27 年度） ^{* 1}	
都市公園	街区公園	緑化率 30%以上	
	近隣公園	緑化率 50%以上	
	地区公園	緑化率 50%以上	
公共公益施設	幹線道路	市の管理する幹線道路の緑化率 20%以上	
	その他の公共公益施設	緑化率 20%以上	
民有地	住宅地	敷地内緑化率 20%以上	
	商業地	1 建物にフラワーポット 1 か所以上	
	工業地	工場立地法に基づく工場	敷地内緑化率 25%以上 (工場立地法準則第 2 条、第 3 条の敷地面積に対する緑地面積率(20%)・環境施設面積率(25%)を参考とする)
		その他の工場・事業所	敷地内緑化率は空地の 20%以上

* 1 街区公園、近隣公園、地区公園目標水準は国の指針による。工場立地法に基づく工場は国の指針等をもとに設定した。

2 . 緑地の配置方針

2 - 1 4系統別緑地の配置計画

緑地が有する環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の諸機能について、調査結果の解析・評価と課題、基本理念、都市計画マスタープランにおける都市の発展動向、緑地の充足度による配置バランス等を踏まえ、4系統別に緑地の配置及び都市緑化に関する方針を示す。

(1) 環境保全機能

自然環境を保全し、自然と共生する水と緑豊かな都市環境を保全・創出する機能

桐生市の骨格を形成する

- ・ 広い面の緑
- ・ 主要な軸の緑

桐生市を特徴づける歴史・文化を継承する

快適でうるおいのある生活環境を創出する

自然と共生する

- ・ 野生動植物の生息空間の核となる緑
- ・ 野生動物の移動空間となる回廊状の緑
- ・ 野生動物の休息中継地点となる緑

➤ アンケート結果では…

- 住まい周辺で緑の量について、山地・丘陵地に囲まれた地区や、斜面緑地に囲まれた市街地縁辺部の人は緑の量を多く感じるが、樹林地に接していない市街地中心部ではとても少ないと感じる人が多い。
- 緑の役割として成人、中学生ともに、「空気をきれいにする」、「心に安らぎを与える」、「水をたくわえ、山崩れを防止する」、「動物、植物の生育の場」が多くあげられている。
- 特に桐生市の将来を担う中学生からは河川、山地・丘陵地の自然環境や、樹林・樹木の保全とともに、これらと共生していけるまちづくりが強く望まれている。

桐生市の骨格を形成する

- 本市の骨格を形成する広い面の緑として、良好な植物群落や貴重な野生生物が生息する、水源をかん養し清流を保全する、空気を浄化して都市の環境を保全するなど多様な機能を有する根本山、鳴神山、吾妻山、観音山などの市街地を取り囲む山地・丘陵地、斜面緑地を位置づけ保全する。
- 主要な緑の軸として、野鳥、昆虫、魚類の生息地として良好な水辺を有して市街地の中心を東西に流れる渡良瀬川、北端に位置する根本山から南北に流れる桐生川、鳴神山を源とする山田川を位置づけ保全する。

桐生市を特徴づける歴史・文化を継承する

- 歴史・文化を継承する緑地として、天然記念物に指定されている樹木、彦部家住宅周辺、桧杓山等の樹林の他、崇禅寺、賀茂神社、天満宮などの社寺林を位置づけ保全する。

快適でうるおいのある生活環境を創出する

- 快適でうるおいのある生活環境を創出するための緑として、桐生が岡公園、吾妻公園、水道山公園、新川公園などの都市公園を位置づけ、これらの緑を保全するとともに、より一層市民が親しめる緑地として再整備する。
- 快適でうるおいのある生活環境を維持するための緑地として、身近に豊かな自然を提供してくれる社寺林、丸山及び富士山等の風致地区、蕪町緑地保全地区、渡良瀬川、桐生川、山田川等の河川を位置づけ、これらを保全する。
- 身近に豊かな自然を提供してくれる緑として、堤町、宮本町、吾妻山、菱町などの市街地に隣接した樹林地、斜面緑地などを位置づけ、これらを積極的に保全する。
- 特に生活に密着した身近な緑として、都市公園、緑道、街路樹やグリーンベルトなどの公共公益施設の緑、住宅の庭や生垣、商業施設、工場・事業所など私有地の施設の緑を位置づけ、さらに緑化を推進する。

自然と共生する

- 野生動植物の生息空間の核となる緑として、根本山、鳴神山、吾妻山などの山地・丘陵地、市街地を取り囲む斜面緑地、渡良瀬川を位置づけ保全する。
- 野生動物の移動空間となる回廊状の緑として、渡良瀬川、桐生川、山田川などの河川と、これに接する風致地区や蕪町緑地保全地区を位置づけ保全する。
- 野生動物の休息中継地点となる緑として、都市公園や公共施設緑地、社寺境内地を位置づけ保全する。
- 山地・丘陵地や河川、街路樹やグリーンベルト、緑豊かな都市公園等や公共公益施設、私有地など、核となる緑、回廊状の緑で、水と緑のネットワークを形成するように緑を連続的に創出する。

➤ **桐生市都市計画マスタープランでの位置づけ**

- 広沢町、川内町、堤町、宮本町、吾妻山、菱町などの市街地周辺の樹林地については、風致地区指定などの地域制緑地や都市林などとしての位置づけを検討し、身近な自然として保全する。
- 桐生川上流部・源流部では、治水上支障がない範囲で改修は最小限に止め、河道内は自然生態をできるだけ残す整備を図るように関係機関に働きかける。

(2) レクリエーション機能

子どもの遊び場、自然とのふれあいや健康づくり、憩いや休息などの機能

自然とのふれあいの場となる

日常的なレクリエーションの場となる

広域的なレクリエーションの場となる

市民や周辺地域の人々の交流の場となる

レクリエーション利用を向上させる

▶ アンケート結果では…

- 成人、中学生ともに「自由に遊べる広々とした原っぱのある公園」が最も多く望まれており、二番目に成人は「池や林などがあり、自然観察や木登り、虫取りなどのできる公園」、中学生は「スポーツができる公園」、「池や林などがあり、自然観察や木登り、虫取りなどのできる公園」と続いている。
- 緑を守り育てるための施策として、成人からは「小さくても身近なところに公園を増やす」ことが多く望まれており、自然が豊かな公園、広々とした公園とともに、日常的に利用できる身近な公園も必要とされている。

自然とのふれあいの場となる

- 市民が自然とふれあう場、自然を学ぶ場として、桐生自然観察の森、鳴神山、吾妻山等の山地・丘陵地のハイキングコースや首都圏自然歩道を位置づける。
- 自然を活かした都市公園として、吾妻公園、水道山公園を位置づける。
- 豊かな自然の中で水と親しむ場として、渡良瀬川、桐生川及び梅田湖を位置づけ、自然環境に配慮しながら都市公園等を配置する。
- これらの水と緑にふれあい、親しむことができる場は、周辺の自然環境を積極的に保全するとともに活用し、さらにレクリエーション拠点としての機能を拡充する。

日常的なレクリエーションの場となる

- 日常的で身近な子どもの遊び場、大人の散策や休息の場、また、高齢化が進む中で高齢

者の健康維持の場として徒歩などで利用できる身近な都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、青少年広場等の公共施設緑地、社寺境内地を位置づける。

- 日常的なレクリエーションの場となる身近な都市公園等が配置バランスからみて不足し、さらにアンケート結果からも緑が少ないと回答している市街地中心部等において、地域の要望を把握しつつ都市公園を配置する。
- 市街地に隣接している渡良瀬川河川敷に身近な都市公園等として機能する緑地を配置する。

広域的なレクリエーションの場となる

- 自然とのふれあいやスポーツなどを目的として多くの市民が利用する広域的なレクリエーションの場として、桐生自然観察の森、桐生が岡公園、吾妻公園、水道山公園、桐生市南公園、桐生市運動公園を位置づけ、利便性などの機能を拡充する。
- 広域的にも日常的にも利用できる様々な機能をもったレクリエーションの場として、渡良瀬川河川敷に整備されている市民広場、小梅琴平公園、松原橋公園を位置づける。
- さらに、渡良瀬川河川敷へは、広域的なレクリエーションの場として、自然環境に配慮しながら多様な緑地を配置する。
- 桜杓山については、自然環境を保全しつつ歴史的特性を活かした広域的なレクリエーションの場となる緑地を配置する。

市民や周辺地域の人々の交流の場となる

- 多くの市民が利用するとともに、本市ばかりでなく市外からも多くの人々が訪れることから、市内及び周辺地域の人々とのふれあいと交流の場として、また本市の自然や歴史などに対する理解を深める場として、桐生自然観察の森、桐生が岡公園、吾妻公園、水道山公園、桐生市運動公園を位置づけ、自然環境を保全するとともに公園としての魅力や機能などを充実する。

レクリエーション利用を向上させる

- レクリエーションとしての利用を向上させるために、市内のレクリエーション施設を結ぶ緑のネットワークを形成するための緑地として、渡良瀬川、桐生川、山田川等の河川、岡登緑道、新田堀緑道等の緑道、サイクリングロード、緑化された道路を位置づける。
- 新川は、新川公園やその他の身近な公園を結び、市街地中心部に水と緑によるうるおいのある空間を創出するため緑道を配置する。
- 市内全体でこれらを連続的に結ぶネットワークを形成するため、さらに道路の緑化を推進するとともにサイクリングロード、散策路を配置する。

➤ 桐生市都市計画マスタープランでの位置づけ

- 桐生川は、河川沿いの歩行者ネットワーク、親水スポットの整備を図り、日常的に水に親しめる空間づくりを進める。
- 梅田湖は、カヌー、釣りなどの水面や湖畔周辺を活用したレクリエーション機能などの導入を図るとともに梅田台緑地の整備を推進する。
- 桐生自然観察の森、桧杓山、皆沢、茶臼山は周辺の自然や歴史を活かした特殊公園として位置づけることを検討する。
- 広沢町、境野町、市街地中心部の公園利用不便地域解消に向け面的基盤整備により身近な公園の整備を促進する。
- 渡良瀬川の河川緑地を活用し、レクリエーションの場、憩いの場として整備を促進、住区基幹公園及び運動公園の機能の補完を図る。
- 新川は水辺の再生を含めたうるおいのある緑道としての整備を促進する。
- 堤配水池などの緑地整備の検討を進める。

(3) 防災機能

災害に強いまちづくりのための機能

自然災害を防止する

人為災害の危険を軽減する

災害時における安全性を確保する

▶ アンケート結果では…

○緑の役割として、年代に関係なく多くの市民が「空気をきれいにする」、「水をたくわえ山崩れを防ぐ」と考えている。

自然災害を防止する

- 水害を防止する重要な緑地として、河川周辺の緑地を位置づけ保全するとともに、保水機能をもつ山地・丘陵地の樹林・樹木を位置づけ、保全・育成する。
- 土砂災害を防止する重要な緑地として、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険個所となっている市街地周辺の道路沿い、桐生川、山田川沿い、広沢丘陵の斜面地等の樹林・樹木を位置づけ、保全・育成する。

人為災害の危険を軽減する

- 自動車の排気ガスに含まれる二酸化炭素や、道路、事業所等の騒音を軽減する緑地として、工場・事業所周辺の植栽帯、緑化された道路を位置づけるとともに、緑化されていない工場・事業所周辺、道路などの緑化を推進する。
- 防火帯、延焼遮断帯の機能を有する緑地として、建物が密集した市街地の都市公園、公共施設緑地、社寺境内地を位置づけ、さらに機能の増進を図りまとまった樹林となるように緑化を推進する。

災害時における安全性を確保する

- 災害時における安全性を確保するための緑地として、一時避難場所となる街区公園を位置づけるとともに、誘致距離、人口等による配置バランスからみて不足している地域に

配置する。

- 災害時の避難場所・避難施設となる緑地として、新川公園等の都市公園や学校等の公共施設緑地が指定されており、これらのより一層の安全性を確保するために、樹木を保全・育成し緑化を推進する。
- 本市の防災拠点として、桐生が岡公園、桐生市南公園、桐生市運動公園等の規模の大きい都市公園が指定されており、これらのより一層の安全性を確保するために、樹木を保全・育成するとともに緑化を推進し、あわせて防災拠点としての機能を拡充する。
- 避難時の安全性を高める避難路として緑化された幹線道路を位置づけ、さらに未整備区間の整備にあわせた緑化を推進し、緑による防災機能を高める。

(4) 景観構成機能

都市にうるおいをもたらす背景を創出し、美しく個性的な街並みを形成するための機能

桐生市を代表する郷土景観となる

地域を代表する郷土景観となる

すぐれた景観の眺望点となる

都市景観を創出する

▶ アンケート結果では…

- 桐生らしさを感じる自然の風景や緑として、多くの市民から「渡良瀬川」、「桐生川」、「梅田湖の水辺地」、「吾妻山、雷電山（通称水道山）、茶臼山などの山」があげられた。
- すぐれた景観の眺望点としては「水道山」、「吾妻山等の市街地を見下ろす眺望点」と、「渡良瀬川、桐生川の堤防」が多くあげられた。

桐生市を代表する郷土景観となる

- 桐生市を代表する郷土景観として多くの市民に支持された渡良瀬川、桐生川、梅田湖の水辺地、吾妻山、水道山、茶臼山等の山を位置づけ、豊かな水と緑の自然環境と一体となったふるさとの景観として保全する。

地域を代表する郷土景観となる

- 地域を代表する郷土景観として、彦部家住宅周辺や桧杓山の緑、天満宮、美和神社等の社寺林、天然記念物に指定されている緑を位置づけ、その地域の歴史風土を象徴する景観として保全する。

すぐれた景観の眺望点となる

- すぐれた景観の眺望点となる緑として多くの市民に支持された、市街地を見下ろす水道山や吾妻山等、広く河川や周辺の山地・丘陵などを見渡せる渡良瀬川や桐生川の堤防を位置づけ、これらの自然環境を保全する。

- この他、眺望点となるとともに、景観を構成するランドマークとなる緑地として、桐生川ダム（梅田湖）周辺や鳴神山の山頂等を位置づけ、これらは自然環境を保全するとともに、梅田湖周辺については都市公園等を配置する。

都市景観を創出する

- 緑豊かな都市景観を創出するための緑として、都市公園、道路、河川・水路、公共公益施設等の樹木や花壇、住宅の生垣、工場・事業所周辺の植栽地を位置づけ、より良好な都市景観を創出するために、さらに市街地全体の緑化を推進する。
- 都市景観形成地区として、市街地中心部の商業地や駅前周辺地区を位置づけ、にぎわいの場にふさわしい緑化を推進する。
- 市街地内のランドマークとなり都市景観の向上に資する緑として、市街地内に残る樹林・樹木、緑の豊かな新川公園、コロンバス通り、新田堀緑道や岡登緑道を位置づけ保全するとともに、新たな緑道を配置する。

2 - 2 総合的な緑地の配置計画

4系統別の配置計画を総合的にとらえ、都市計画マスタープランにおける市街化等の都市の発展動向や緑地の充足度等の配置バランスを踏まえ、総合的な配置計画を作成する。

(1) 都市の骨格を形成する緑地の配置

根本山、鳴神山などの山地・丘陵地

- 都市の緑の骨格を形成するとともに、その豊かな自然環境により、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成などの多様な機能を有する地域制緑地として保全する。

堤町、宮本町、川内町、吾妻山、菱町、広沢町の斜面緑地、茶臼山

- 市街地を取り囲むこれらの緑地は、市街地にとって緑の背景となるとともに、都市生活の安全性を高め、うるおいのある都市環境を形成するための骨格となる緑地である。既に殆どを森林法による地域森林計画対象民有林（地域制緑地）として保全しており、さらに、そのうちの一部を森林法による保安林、県指定による緑地環境保全地域、市指定による自然緑地保護地区などの地域制緑地として二重の指定により保全している。
- 緑地全体としては現行制度により保全するとともに、保安林、緑地環境保全地域等を指定していない区域の一部については、新たな指定及び配置を行う（(2)-③④）。

渡良瀬川

- 市街地中央を東西に流れ大規模な河川敷を有する渡良瀬川は、多様な機能をもつ水と緑の軸となる緑地であるが、河川区域全体は河川法のもとで地域制緑地として保全する。
- 市街地中心部から東側の河川敷は、緑地が配置されているが、さらに河川環境に配慮した緑の拠点や身近な緑地となる施設緑地を配置する。

桐生川、山田川

- 市北端根本山を源流部として本市を南北に流れる桐生川、鳴神山を源流とする山田川は、多様な機能をもつ水と緑の軸となる緑地であるが、河川区域全体は河川法のもとで地域制緑地として保全する。

(2) 緑の拠点となる緑地の配置

梅田台緑地

- 梅田台緑地は、自然とふれあうレクリエーション拠点となる梅田湖周辺の整備にあわせて、その中心となる施設緑地として配置する。

桐生が岡風致地区、水道山風致地区、富士山風致地区、丸山風致地区、阿左美風致地区

- 市街地及びその周辺に残る樹林地は、樹林・樹木と自然環境、都市環境を保全するため風致地区に指定されており、今後も自然と共生する良好な都市環境を保全・創出していくための緑地として現行制度により保全する。

菱町四丁目・五丁目周辺の樹林地

- 菱町の市街地に囲まれた緑地は本市が用地を取得しており、当面は山林として自然環境を保全し、将来は風致公園の配置を検討する。

観音山周辺の樹林地

- 菱町の観音山周辺の樹林地は風致地区として自然環境や歴史資源などを一体的に保全することについて検討する。

桐生が岡公園、桐生市南公園、桐生市運動公園、新川公園

- レクリエーション、防災などの多様な機能を持ち緑の拠点となる総合公園や運動公園、住宅などが密集した市街地中心部に配置されている公園は、特に防災拠点として災害時に対応できる防災機能を拡充するとともに、利用しやすく魅力ある公園とするために再整備する。

桧杓山

- 桧杓山は、自然環境、歴史的特性を活かした、自然と歴史が一体となった緑地として風致公園を配置する。

桐生自然観察の森

- 桐生自然観察の森は、豊かな自然環境に配慮しつつ、自然とふれあい学ぶ場の拠点となる公共施設緑地として配置されており、今後も周辺の文化財、自然環境を保全しながら、これらと一体となったレクリエーションの場として活用する。

(3) 緑地の均衡ある配置

中心市街地、相生町、広沢町、境野町等

- レクリエーション、防災等の観点から、身近に利用できる都市公園等の施設緑地が不足している地区については、地域の要望を把握しながら効率的に配置する。

(4) 緑化の推進による都市環境の形成

中心市街地

- 住宅や商業施設、公共公益施設等が集積する本市の顔となる中心市街地において、うるおいのある都市環境、美しい都市景観を創出するために緑化を推進する。

工場・事業所及びその周辺

- 工場・事業所周辺における騒音の軽減、景観形成や生活環境の保全のため、工場・事業所及び周辺の緑化を推進する。

緑化された道路、緑道

- うるおいのある道路環境、美しい都市景観を創出するとともに、都市の防災機能を強化するため道路の緑化、緑道の整備を推進する。

(5) ネットワークの形成

新川緑道

- 新川は水辺の再生を含め、うるおいのある緑道として整備し、新川公園と街区公園や公共施設緑地などを結ぶ、市街地中心部の水と緑のネットワークを形成する施設緑地として位置づける。

市内全体

- 自然との共生を図るため環境に配慮するとともに、安全で快適な生活環境を形成するために、骨格や拠点となる緑、身近な緑を結ぶ道路、河川、水路の緑化、散策緑道、サイクリングロードなどの整備を進め、さらにレクリエーション活動を支援するためにハイキングコースとも連続した広範囲の水と緑のネットワークを形成する。

配置方針図



3 . 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

3 - 1 施設緑地の整備目標及び配置方針

(1) 都市公園

〔整備目標〕

種 別		現況（平成10年度）			目標年次（平成27年度）		
		か所	面積(ha)	m ² /人	か所	面積(ha)	m ² /人
住区基幹公園	街区公園	51	6.15	0.52	80	12.96	1.08
	近隣公園	1	1.6	0.13	4	7.3	0.61
	地区公園	2	10.36	0.87	3	18.26	1.52
都市基幹公園	総合公園	2	21.0	1.77	2	22.3	1.86
	運動公園	1	13.7	1.15	1	18.0	1.5
基幹公園計		57	52.81	4.44	90	78.82	6.57
特殊公園	風致公園	1	8.1	0.68	3	108.9	9.08
	植物公園	1	6.7	0.56	1	6.7	0.56
特殊公園計		2	14.8	1.25	4	115.6	9.63
都市緑地		4	7.1	0.6	5	20.0	1.67
緑 道		-	-	-	1	1.6	0.13
合 計		63	74.71	6.29	100	216.02	18.0

* 市民一人あたり面積（m²/人）は小数点第3位で四捨五入しているため合計があわない場合がある。

〔配置方針〕

住区基幹公園

本市は街区公園、近隣公園などの日常的に市民が利用できる身近な公園（住区基幹公園）が不足しており、アンケートでは身近な公園を増やすことを望む声が多い。住区基幹公園の配置については、各住区毎に検討を行う。街区公園については各住区での均衡に配慮して配置を進め、近隣公園については同等の規模を有する公共施設緑地による機能補完に配慮して配置する。

地区公園は4住区1か所が基本となるが、配置については都市基幹公園、同等の規模を有する公共施設緑地などによる機能補完に配慮して進める。

各種別公園の規模については、既定計画を除いて国の標準面積（街区公園 0.25ha、近隣公園 2.0ha）で設定する。

管理、運営などについては各公園のある地域の市民との協働により、利用しやすく、愛され親しみのもてるものとしていく。また、より地域に密着した遊び場、憩いの場とするために、計画段階から子供の意見を聞くなど、市民が主体となった公園づくりについてもあわせて検討していく。

ア．街区公園

現在、51 か所、6.15ha が整備されている。今後も誘致距離（250m）、土地区画整理事業等の市街地の整備状況、人口の配置等を考慮しつつ整備を進める。これにより整備目標は80 か所 12.96ha、市民1人あたり 1.08 m²とする。

イ．近隣公園

現在、新川公園（1.6ha）が整備されている。学校グラウンド、河川緑地などの公共施設緑地で補完して誘致距離（500m）をカバーし、効果的に整備を進める。これにより整備目標は4 か所 7.3ha、市民1人あたり 0.61 m²とする。

ウ．地区公園

現在、渡良瀬川右岸に市民広場（4.71ha）、左岸に小梅琴平公園（5.65ha）が整備されている。この他に渡良瀬川右岸の河川緑地にあるさくら遊園（7.9ha）を地区公園とする。これにより整備目標は3 か所 18.26ha、市民1人あたり 1.52 m²とする。

表 住区基幹公園の整備目標

住区	行政区分	街区公園						近隣公園						地区公園					
		現況			目標年次			現況			目標年次			現況			目標年次		
		か所	面積 (ha)	(m ² /人)	か所	面積 (ha)	(m ² /人)	か所	面積 (ha)	(m ² /人)	か所	面積 (ha)	(m ² /人)	か所	面積 (ha)	(m ² /人)	か所	面積 (ha)	(m ² /人)
1	1,10	1	0.12	0.19	3	0.62	0.98												
2	2,6,7	4	1.02	0.99	6	1.52	1.48												
3	8,9	2	0.03	0.03	9	1.34	1.23												
4	3,4,5	2	0.52	0.49	4	0.94	0.88	1	1.6	1.5	1	1.6	1.5	1	5.65	5.29	1	5.65	5.3
5	11	3	0.26	0.25	6	0.87	0.84												
6	13	3	0.29	0.31	7	1.29	1.19												
7	12,18	5	0.25	0.17	8	1.0	0.67				1	2.0	1.33				1	7.9	5.27
8	15	16	1.16	0.58	18	1.88	0.94				1	1.7	0.85	1	4.71	2.35	1	4.71	2.35
9	16	5	0.52	0.47	7	1.02	0.93				1	2.0	1.83						
10	14	1	0.03	0.07	2	0.28	0.61												
11	17	9	1.95	1.85	10	2.2	2.09												
市全体		51	6.15	0.52	80	12.96	1.08	1	1.6	0.13	4	7.3	0.61	2	10.36	0.87	3	18.26	1.52

* 現況：平成10年度 目標年次：平成27年度

都市基幹公園

都市基幹公園は市民全体の利用に供するもので、本市では総合公園 2 か所、運動公園が 1 か所整備されており、今後はこれら既存の公園のレクリエーション、防災面の機能及び規模を拡充するとともに、利用しやすく魅力ある公園とするために再整備する。

ア．総合公園

現在、動物園、遊園地を併設している桐生が岡公園（10.8ha）、市街地南部の丘陵地に野球場、テニスコートなどの運動施設や梅林がある桐生市南公園（10.2ha）が整備されており、このうち桐生が岡公園について都市計画決定面積にあわせて拡充し 12.1ha とする。

これにより整備目標は 2 か所 22.3ha、市民 1 人あたり 1.86 m²とする。

イ．運動公園

現在、体育館、野球場、テニスコートなどの運動施設を有する桐生市運動公園（13.7ha）が整備されており、さらに機能と魅力の増進を図り 18.0ha に拡充する。

これにより整備目標は 1 か所 18.0ha、市民 1 人あたり 1.5 m²とする。

特殊公園

特殊公園は風致、動植物、歴史等の都市の特性を保全しつつこれらを活かした特色ある公園であり、本市では風致公園1か所、植物公園1か所が整備されている。これらを保全するとともに、さらに、本市の特性である市街地に隣接した斜面緑地へ、自然環境を極力保全しつつ風致公園を配置する。

ア．風致公園

現在、サクラやツツジの名所で市街地を一望できる眺望点でもある水道山公園(8.1ha)が整備されており、都市計画決定面積にあわせて拡充し8.8haとする。

この他、環境保全を目的として本市が用地を取得した菱町四丁目・五丁目周辺の市街地に接した広大な樹林地(83.6ha)を、自然環境を保全しつつ、遊歩道などの整備により植物観察などができる風致公園とする。管理や樹木の育成などについて、市民ボランティアなどの参加、協力により市民に親しまれる公園としていく。

また、桧杓山においても市街地に接した樹林による自然環境を保全しつつ、自然や歴史的特性を活かした風致公園(16.5ha)とする。

これにより整備目標は3か所108.9haとする。

イ．植物公園

現在、吾妻山山麓の盆地状の谷間を利用した花の公園として吾妻公園(6.7ha)が整備されており、温室草花、熱帯植物をはじめとしてツツジ、サクラ、花菖蒲など多くの草花が栽培されている。

今後も良好な管理により特色ある公園として保全していくこととし、整備目標は現行のまま1か所6.7haとする。

都市緑地

主として、都市の自然環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るための緑地である。本市では渡良瀬川河川敷において上毛電気鉄道の鉄橋から市域東端まで201.8haが都市緑地として都市計画決定されている。現在は、このうち渡良瀬川右岸の松原橋公園(6.0ha)が整備されている他、市街化区域内に3か所(1.1ha)整備されており、あわせて7.1haとなっている。

目標年次までに松原橋公園は松原橋周辺と間の島地区まで拡大し16.7haとする。

また、梅田湖周辺のレクリエーション拠点の中心となる梅田台緑地(2.2ha)を整備する。

これにより整備目標は5か所20.0haとする。

緑道

災害時における避難路、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を目的とする緑地である。

市街地中心部のオープンスペースの確保と、水と緑によるうるおいのある快適な空間を創出するとともに、火災時の延焼遮断効果などにより都市の防災機能を強化する緑地として、新川公園と街区公園、公共施設緑地などの緑地をつなぐ新川緑道を整備する。

これにより整備目標は1か所1.6haとする。

〔概ね4ha以上の都市公園の位置及び規模〕

種別	図面对照番号	名称及び概ねの位置		面積(ha)
地区公園	地 - 1	市民広場	相生町二丁目(渡良瀬川右岸)	4.71
	地 - 2	小梅琴平公園	琴平町、小梅町(渡良瀬川左岸)	5.65
	地 - 3 拡張整備	さくら遊園	桜木町、広沢町一丁目 (渡良瀬川右岸)	7.9
総合公園	総 - 1 拡張整備	桐生が岡公園	宮本町三・四丁目 西久方町二丁目	12.1
	総 - 2	桐生市南公園	広沢町五丁目	10.2
運動公園	運 - 1 拡張整備	桐生市運動公園	相生町三丁目	18.0
特殊公園	特 - 1 拡張整備	水道山公園(風致公園)	宮本町二丁目、堤町一丁目	8.8
	特 - 2	吾妻公園(植物公園)	宮本町三丁目	6.7
	特 - 3 新規整備	桧杓山(風致公園)	梅田町一丁目(桧杓山)	16.5
	特 - 4 新規整備	菱町四丁目・五丁目 (風致公園)	菱町四・五丁目	83.6
都市緑地	都緑 - 1 拡張整備	松原橋公園	広沢町五・六・七丁目 広沢町間ノ島(渡良瀬川右岸)	16.7

* 図面对照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

* 拡張整備及び新規整備については、目標年次を平成27年度とする。

(2) 公共施設緑地

〔整備目標〕

種 別	現況（平成10年度）			目標年次（平成27年度）		
	か所	面積(ha)	m ² /人	か所	面積(ha)	m ² /人
公共施設緑地	107	78.57	6.61	104	85.53	7.13
都市公園	63	74.71	6.29	100	216.02	18.0
都市公園等	170	153.28	12.9	204	301.55	25.13

〔配置方針〕

河川緑地

本市の河川を代表する一級河川渡良瀬川、桐生川は、河川敷を利用した施設緑地が配置されている。今後も市街地に接する清流とそこに生息する動植物による自然環境との共生に配慮しながら、水と緑豊かなオープンスペースとして活用していくため施設緑地として整備を進める。あわせて、レクリエーション、都市防災などの機能をもった都市公園の機能及び配置を補完する緑地と位置づける。

また、渡良瀬川は「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基いて施設緑地の整備を進めるとともに、河川敷の樹林を治水上支障がない範囲で保全し、河川堤防の緑化を推進する。桐生川については、「桐生川整備構想」をもとに施設緑地の整備方針の検討を進める。

ア．渡良瀬川

渡良瀬川の河川敷は、上毛電気鉄道の鉄橋より下流部が都市緑地として都市計画決定されており、都市緑地の他に公共施設緑地として桐生大橋広場（6.05ha）、さくら遊園（4.88ha）、昭和遊園（0.24ha）、間の島青少年広場（0.21ha）、境野町六丁目小運動場（0.56ha）、浜の京青少年広場（0.55ha）が整備されている。これらについては、渡良瀬川河川敷の自然環境を保全しつつ、市街地に接する施設緑地としての活用を図り、以下に示す緑地の整備を進める。

- 桐生大橋広場は拡張整備により7.1haとする。
- さくら遊園は拡張とともに地区公園として整備する。
- 境野町六丁目小運動場と浜の京青少年広場は、新規の公共施設緑地として整備される境野緑地とあわせて13.6haとする。

イ．桐生川

桐生川では広見広場（0.34ha）、宿の島青少年広場（0.44ha）、両国橋市民広場（0.41ha）が整備されている。今後は、自然環境との共生を図りながら整備方針の検討を進める。

青少年広場

青少年広場についての新規整備計画はないが、近隣の子どもにとって最も身近な広場として適切な利用が図れるよう、市民による管理・運営を図りつつ保全する。

学校グラウンド

小・中学校の一般開放されている学校グラウンドは、市民にとって最も身近な運動の場であるとともに、子どもから高齢者まで様々な人が花や緑を楽しみ集う場でもある。

今後とも小・中学校との連携・協力により、環境を保全しながら市民の健康や憩いの広場としての活用を推進する。

市営住宅・県営住宅内公園

公営住宅内に整備された公園は、主に住宅団地内の身近な広場としての機能を果たしており、今後も公営住宅の整備にあわせて配置する。

その他の公共施設緑地

本市では公共緑地として、自然に親しみふれあうことのできる桐生自然観察の森、岡登緑道や新田堀緑道、運動のための広場、市民からの樹木の受託と希望者への払い出しや地域花壇のための草花の苗を育てるグリーンフลาวァーバンクなど、多種多様な緑地が整備されている。

また、多くは都市公園の機能及び配置を補完する役割も担っており、これらの用途にあわせた緑地や樹木等を良好な状態で保全していくための適切な管理を図るとともに、必要に応じた配置を進める。

〔概ね4ha以上の主な公共施設緑地の位置及び規模〕

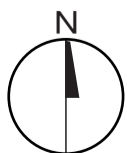
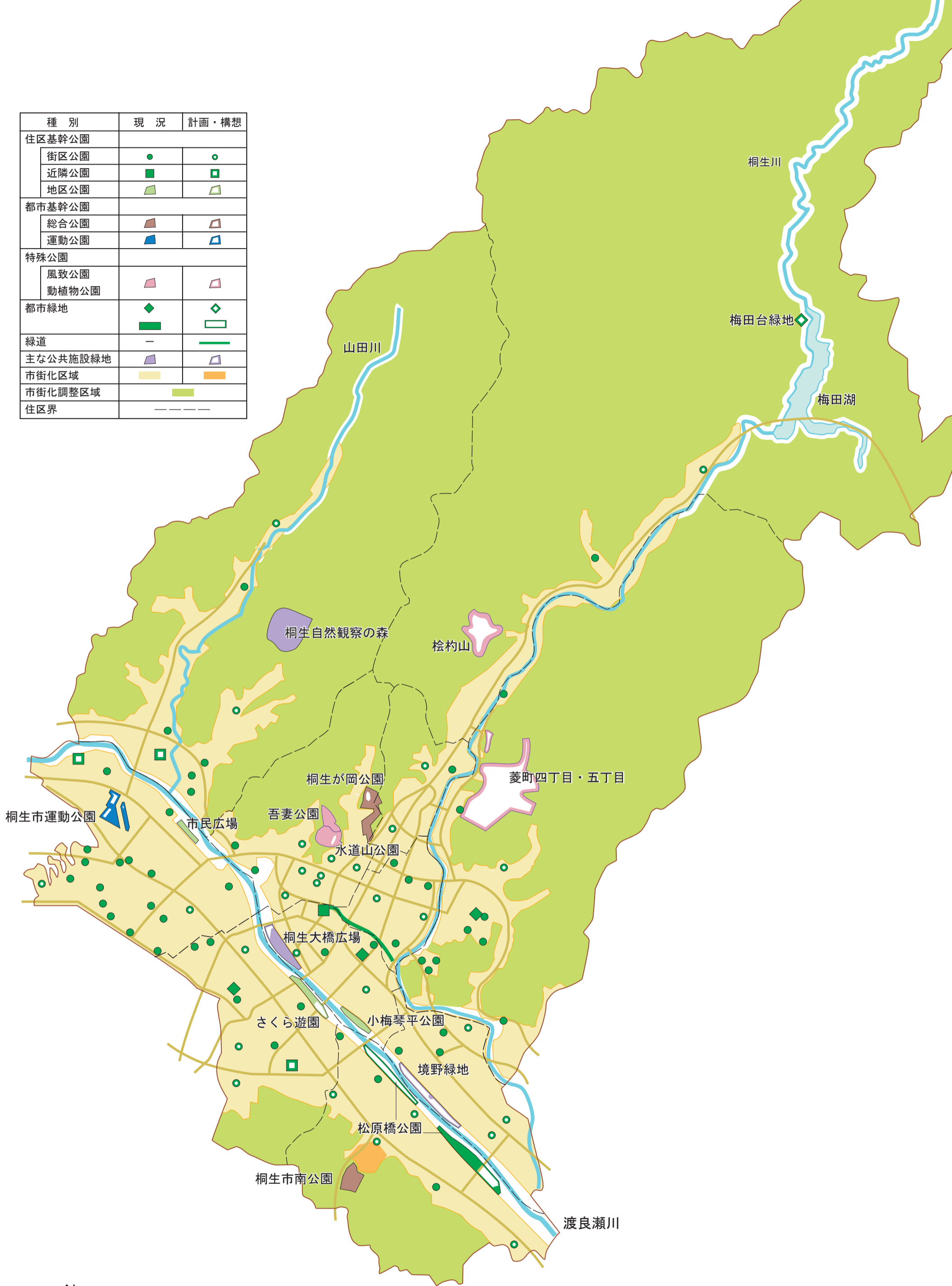
種別	図面对照番号	名称及び概ねの位置		面積(ha)
河川緑地	河 - 1 拡張整備	桐生大橋広場	清瀬町、織姫町、錦町三丁目 (渡良瀬川左岸)	7.1
	河 - 10 新規整備	境野緑地	境野町七丁目(渡良瀬川左岸)	13.6
その他の公共施設緑地	公 - 15	桐生自然観察の森	川内町二丁目	18.9

* 図面对照番号は「実現のための施策の方針図」に对照するもの

(3) 民間施設緑地

本市の民間施設緑地としては、多くの社寺境内地があり、これらは、市や県指定の天然記念物を含む社寺林による豊かな緑とともに、地域の歴史や文化などを継承している。また、古くからの身近な緑地として近隣に居住する市民の憩いや交流の場所でもあり、緑地としての持続性も高いことから今後も保全する。

種別	現況	計画・構想
住区基幹公園		
街区公園	●	○
近隣公園	■	□
地区公園	▲	△
都市基幹公園		
総合公園	■	□
運動公園	■	□
特殊公園		
風致公園	▲	△
動植物公園	▲	△
都市緑地	◆	◇
緑道	—	—
主な公共施設緑地	■	□
市街化区域	■	■
市街化調整区域	■	■
住区界	---	---



〈都市公園と主な公共施設緑地の配置計画図〉

3 - 2 地域制緑地の指定目標及び指定方針

(1) 法によるもの

〔指定目標〕

種 別	現況（平成10年度）		目標年次（平成27年度）	
	か所	面積(ha)	か所	面積(ha)
緑地保全地区	1	3.3	1	3.3
風 致 地 区	5	113.6	6	283.6
その他の法によるもの	-	12,438.83	-	12,327.73
合 計	-	12,555.73	-	12,614.63

〔指定方針〕

緑地保全地区

市街化区域内及び周辺の良好な樹林・樹木の永続的な保全を図るために指定するもので、本市では相生町四丁目の国道 122 号沿い及びわたらせ渓谷鐵道沿いのヒノキ林・雑木林が蕪町緑地保全地区（3.3ha）として指定されている。今後も市街地に残る貴重な樹林・樹木として残していくために、現況のまま緑地保全地区として保全する。

風致地区

市街化区域内及び周辺の樹林、水辺等の自然環境や自然景観及び住宅地などの良好な景観の保全を図るために指定するもので、本市では桐生が岡風致地区（29.7ha）、水道山風致地区（46.0ha）、丸山風致地区（26.6ha）、富士山風致地区（4.7ha）、阿左美風致地区（6.6ha）が指定されている。

今後は、風致公園として整備する菱町四丁目・五丁目の樹林地を含む、観音山周辺から北側一帯で約 170.0ha の指定について検討する。

これにより、風致地区の指定目標は 6 か所 283.6ha となる。

〔緑地保全地区と風致地区の位置及び規模〕

種別	図面対照番号	名称及び概ねの位置		面積 (ha)
緑地保全地区	緑保 - 1	蕪町緑地保全地区	相生町四丁目	3.3
風致地区	風致 - 1	桐生が岡風致地区	宮本町二・三・四丁目 西久方町一・二丁目	29.7
	風致 - 2	水道山風致地区	宮本町二・三丁目、堤町一丁目	46.0
	風致 - 3	丸山風致地区	堤町二・三丁目、元宿町	26.6
	風致 - 4	富士山風致地区	相生町二丁目	4.7
	風致 - 5	阿左美風致地区	相生町一・二丁目	6.6
	風致 - 6 新規指定	観音山	菱町二・三・四・五丁目	170.0

* 図面対照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

その他の法によるもの

ア．河川区域

河川法による河川区域は、渡良瀬川、桐生川、山田川をはじめとして 11 河川 425.8ha が指定されており、今後も保全するとともに必要に応じた改修・整備を促進する。

改修・整備については、治水機能との調整を図りながら自然環境に配慮しつつ促進する。

イ．保安林区域

森林法による保安林区域は、水源かん養、土砂流出防備、水害防備、保健保安林をあわせて 2,213.00ha が指定されている。今後も適正な管理、調査により保全する。

ウ．国有林及び地域森林計画対象民有林

国有林は 1,281.0ha、地域森林計画対象民有林は 8,494.0ha となっている。これらの森林は、本市の林業を担うとともに良質な水を安定供給するための水源かん養機能を有し、さらに自然とのふれあいの場や市街地の豊かな緑の背景となっている。

今後も適正な管理のもとに計画的な間伐及び育林などの施業を進め、良好な資源となる森林地域として保全する。また、清流の水質を守るためには、水源かん養能力の高い樹林が不可欠であり、そのために針葉樹林の人工林に広葉樹を組み合わせた複層混交林の創出を進める。

ただし、地域森林計画対象民有林については、将来は一部が都市公園（菱町四丁目・五丁目、桧杓山）となるため、減少して 8,393.9ha となる。

エ．工場立地法に基づく緑地

工場立地法に基づく緑地は 14 か所 8.23ha となっている。今後も継続した保全・育成を促進する。

(2) 条例によるもの

〔指定目標〕

種 別	現況（平成10年度）		目標年次（平成27年度）	
	か所	面積(ha)	か所	面積(ha)
自然環境保全地域（県指定）	2	100.93	2	100.93
緑地環境保全地域（県指定）	2	40.1	2	40.1
自然緑地保護地区（市指定）	2	4.92	5	10.1
合 計	6	145.95	9	151.13

〔指定方針〕

自然環境保全地域

県の指定による自然環境保全地域は、山田川源流部の鳴神山（74.4ha）と桐生川源流部の根本沢（26.53ha）で指定されている。

鳴神山の指定地域はミズナラ、クヌギ、クリ等の落葉広葉樹林により形成され、カッコソウ、ナルカミスミレ、ヒメイワカガミ、コメツツジの自生地であるとともに、トワダカワゲラ、ムカシトンボなどの貴重な生物の生息地となっている。

根本沢の指定地域はシオジ林、ヤマグルマ林、ツガおよびカエデの針葉樹、広葉樹混合林により形成され、ガロアムシ、ハコネサンショウウオなどの貴重な生物の生息地であり、自然環境保全地域の特別地区に指定されている。

今後も、水源地であるとともに貴重な動植物の生息地であるこれらの地域は、自然環境保全地域として保全する。

緑地環境保全地域

県の指定による緑地環境保全地域は、吾妻山のコナラ、モンゴリナラ等の落葉広葉樹林やシラカシ、ヤマタバコ群落（37.82ha）と、崇禅寺のクヌギ、コナラ等の落葉広葉樹林（2.28ha）が指定されている。

今後も、これらの貴重な樹林は緑地環境保全地域として保全する。

自然緑地保護地区

市の指定による自然緑地保護地区は、賀茂神社（4.17ha）と天満宮（0.75ha）で指定されている。賀茂神社は自然緑地の保全、天満宮は市街地内の景観地区として自然風物を残すことを目的としている。

今後も、これらは本市の特性となる歴史資源として、また市街地及びその周辺に残る緑豊かな自然資源として保全する。

今回新たに市天然記念物シホウチク群を有する菱町二丁目の泉龍院(1.35ha)、ならびに市街地内でまとまった樹林地を残す川内町三丁目の永明寺(3.15ha)を自然緑地の保護を目的として指定する。

また、群馬大学工学部同窓記念館周辺(0.68ha)を景観地区として指定する。

これにより指定目標は5か所 10.1haとなる。



泉龍院

〔条例による緑地の位置及び規模〕

種別	図面对照番号	名称及び概ねの位置		面積(ha)
自然環境保全地域	自環 - 1	鳴神山自然環境保全地域	梅田町三丁目、川内町五丁目(鳴神山)	74.4
	自環 - 2	根本沢自然環境保全地域(特別地区)	梅田町五丁目(根本沢)	26.53
緑地環境保全地域	緑環 - 1	吾妻山東面	宮本町四丁目	37.82
	緑環 - 2	崇禅寺	川内町二丁目	2.28
自然緑地保護地区	自緑 - 1	賀茂神社	広沢町五・六丁目	4.17
	自緑 - 2	天満宮	天神町一丁目	0.75
	自緑 - 3 新規指定	泉龍院	菱町二丁目	1.35
	自緑 - 4 新規指定	永明寺	川内町三丁目	3.15
	自緑 - 5 新規指定	群馬大学工学部同窓記念館周辺	天神町一丁目	0.68

* 図面对照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

* 新規指定の目標年次は、平成27年度とする。

「桐生川の清流を守る条例」による緑地の保全

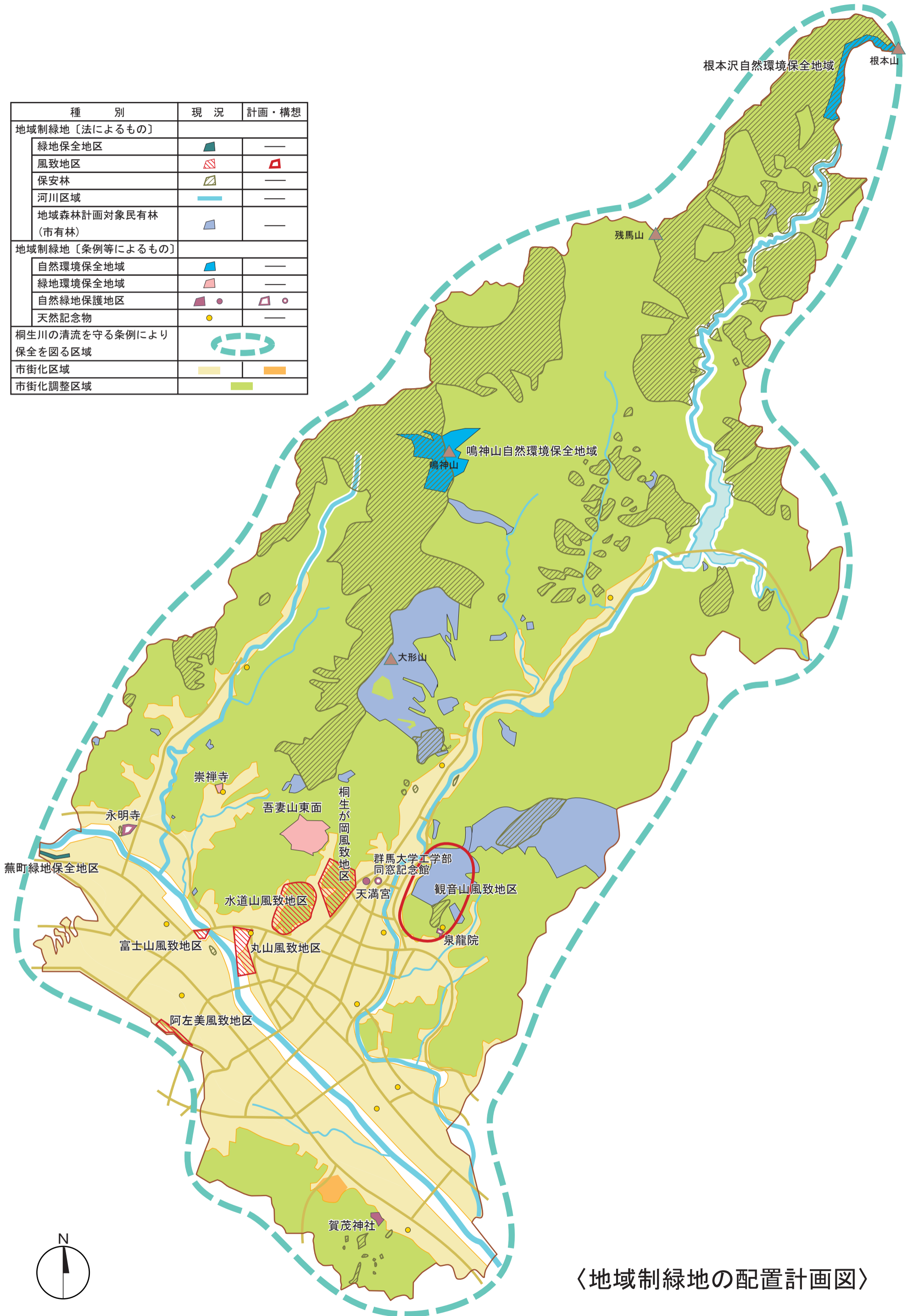
桐生川は本市北端の根本沢を源流として、流域に豊かな自然環境、うるおいのある生活環境を与えながら渡良瀬川に合流している。この桐生川を中心とし、山田川、黒川など多くの中小河川と渡良瀬川が緑豊かな本市をつくりあげており、市民にとって心豊かな生活を送るための大切な自然であり誇りでもある。

一方で、これらの流域において市民自らの日常生活、生産活動、レクリエーションなどの都市活動が清流に影響を及ぼすことがある。

安全で快適な市民生活を送りながらも、これらの河川流域における本市独自の自然環境が失われてしまわないように、今ある自然環境を守るとともに、失われた物を再生して次代に引き継ぐために、「桐生川の清流を守る条例(平成12年6月)」を制定した。

この条例のもとに、市民、事業者、行政のパートナーシップにより、それぞれが自らの役割を考え果たしながら、桐生川を中心とする市全体の河川と河川流域の緑地、自然環境を保全していくこととする。また、その活動の拠点として梅田清流広場を活用する。

種 別	現 況	計 画・構 想
地域制緑地〔法によるもの〕		
緑地保全地区		—
風致地区		
保安林		—
河川区域		—
地域森林計画対象民有林 (市有林)		—
地域制緑地〔条例等によるもの〕		
自然環境保全地域		—
緑地環境保全地域		—
自然緑地保護地区		
天然記念物		—
桐生川の清流を守る条例により 保全を図る区域		—
市街化区域		
市街化調整区域		—



〈地域制緑地の配置計画図〉

3 - 3 都市緑化の目標及び推進方針

(1) 公共公益施設の緑化目標及び推進方針

〔緑化目標〕

区 分	緑化目標（目標年次・平成 27 年度）
街区公園	緑化率 30%以上
近隣公園	緑化率 50%以上
地区公園	緑化率 50%以上
幹線道路	市の管理する幹線道路の緑化率 20%以上
その他の公共公益施設	緑化率 20%以上

〔緑化方針〕

都市公園

本市の都市公園は、市街地周辺の緑豊かな丘陵地や河川敷などの自然環境を活かしたものが多く緑化率は高くなっている。

今後の都市公園の緑化にあたっては地域の特性を取り入れた樹木やデザインなどを積極的に導入し、地域に親しまれる公園とする。

公園の整備、改修にあわせて緑化を推進するとともに、誰もが快適に利用することができて、コミュニティの醸成の場となるようにバリアフリー化を進める。

都市公園の花壇づくりや緑化、住区基幹公園の管理・運営については市民との協働により推進する。

緑化率については、市街化区域内の緑量の少ない地域に配置する住区基幹公園については、市街化区域内における火災時の延焼遮断効果を高めるために、国の緑化水準を参考として街区公園は 30%以上、近隣公園、地区公園は 50%とする。また、災害時の避難場所となる公園は、可能な限り防火能力の高い樹種により積極的に緑化を推進する。



桐生が岡公園

道路

市内で緑化されている道路の路線数は、国道 2 路線、主要地方道 4 路線、一般県道 8 路線、市道 44 路線で、街路樹（高中木）の植栽本数は 5,596 本、植栽延長は 45,811 m、グリーンベルト（低木）の植栽延長は 26,895 m、植栽面積は 25,394 m²である。これらは、市街地中心部の都市計画道路で進められている。



コロンバス通り

今後は、都市計画道路の整備にあわせて、都市の防災機能の強化とともに本市全体の緑のネットワークを形成するために、ゆとりある歩行空間とともにうまいのある緑化空間の創出を図り、街路樹やグリーンベルトなどによる積極的な街路緑化を推進する。

樹種については、道路状況に応じて可能な限り、季節を感じられ、本市の生態系の保全に配慮した自生種や、防火能力の高い樹種とともに、大気浄化能力が高い樹種、環境指標となる大気汚染に弱い樹種等も選定していく。

一方で、街路樹は樹種や管理状況によっては、沿道に居住する市民にとって落ち葉や日照などの問題から迷惑施設となる可能性があり、市民に親しみのもてるものとしていく必要がある。そのため、樹種の選定やネーミング、清掃など、地域の市民や学校の児童・生徒、事業者などとの協働を推進するとともに、街路樹の維持・管理を市民に委託する里親制度などについても検討を進め、まちの顔となる街路づくりを推進する。

緑化目標は、都市計画道路の整備にあわせて緑化を進め、市民の協力を得ながら市が管理する幹線道路の緑化率を 20%以上とする。

公共公益施設

本市の公共公益施設の緑化率は、市役所 14.7%、教育施設としてはそれぞれ平均で幼稚園 19.0%、小学校 11.0%、中学校 11.3%、市立養護学校などのその他の教育施設は 23.6%となっている。この他、福祉施設 11.9%、保育園 13.5%、公民館 14.8%となっている。特に緑化率が高い施設は、蕪町会館（64.0%）、広沢老人憩いの家（52.2%）である。以上の施設と運動施設（都市公園を除く）などをあわせた本市全体の主な公共公益施設の平均緑化率は 16.9%となっている。また、屋上緑化は市民文化会館、境野水処理センターで行われている。

市役所は、緑化推進の発信地として敷地や建物が常に草花や樹木で美しくデザインされているように努め、市民文化会館や福祉施設など文化・コミュニティの中心となる施設は、快適でうまいのある景観の形成を図り緑化率を向上させる。

公民館は、緑化率は比較的高いが南公民館、昭和公民館では緑化率が低いため、施設を利用する市民によるプランターなどを用いた小空間の緑化を進める。

教育施設のうち特に小・中学校は、環境教育の場として捉え児童・生徒による花壇づくりや樹木の管理を推進する。また、地域に身近な施設でもあることから、地域の景観形成、生活環境の保全に配慮しつつ緑化を進めるとともに、災害時の避難場所に指定されている施設も多いため、特に外周部に防火能力の高い常緑高木等を積極的に植栽する。

緑化目標は、災害時における防災機能を高めるためにも緑化率を20%以上とする。

河川

渡良瀬川では「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基づいて河川敷を活用した緑地の整備、河川堤防を活用したサイクリングロードや散策路などの整備が行われている。

桐生川では、河川改修にあわせて親水性護岸が進められている。

山田川についても河川改修にあわせて一部の区間で多自然型川づくりが行われている。

また、これらの河川ではボランティアにより清掃、草刈りなど河川環境の保護活動が行われている。

今後は、渡良瀬川については「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基づき緑化を推進する。桐生川、その他の河川についても、治水機能の維持・向上とともに、河川の持つ自然環境を保全、創出するとともにうるおいと親しみのある水辺環境を形成するために、自然環境に配慮しながら河川敷や河川堤防法面等の緑化、親水空間の整備を図る。緑化については清掃、草刈りとともに、市民参加による積極的な活動を促進する。

また、豊かな自然が多く残る区間や環境整備の必要な区間は自然環境の維持・保全及び回復を図るため、多自然型の川づくりを国、県へ要請していく。



桐生川（小松橋上流）

(2) 民有地の緑化目標及び推進方針

〔緑化目標〕

区 分		緑化目標（目標年次・平成 27 年度）
住 宅 地		敷地内緑化率 20%以上
商 業 地		1 建物にフラワーポット 1 か所以上
工業地	工場立地法に基づく工場	敷地内緑化率 25%以上
	その他の工場・事業所	敷地内緑化率は空地の 20%以上

〔緑化方針〕

住宅地

市街地の中でも多くを占める住宅地は、地域の特性を守り活かしながら、安全で魅力的な生活空間を創出するために都市計画手法や市の条例などによるまちづくりの指導・誘導によって緑化を推進する。

土地区画整理事業が行われる地区や新たに開発、整備される住宅地については、地区計画の適用を図り、緑化が進められやすい環境づくりにより緑化を推進し敷地内の緑化率 20%を目標とする。

公営住宅においては、積極的な緑化を推進し民間住宅の模範となるよう努める。

市街地中心部での市道等に面した住宅地区では「桐生市の緑を育て自然を守る条例」による緑化協定の締結を促進し、生垣化や花壇などによる緑化を進める。

その他の住宅地についても市の生垣づくり奨励苗木交付事業を活用して生垣づくりを促進するとともに、グリーンフラワーバンクや移動地域バンクを活用して接道部の緑化を促進する。

旧家などの敷地内に残る屋敷林や、社寺林は「桐生市の緑を育て自然を守る条例」による保存樹の指定を進め保全を図る。

民有地の緑についても、公共施設の緑とともに地域の緑を構成する重要な緑であり、地域全体での保全と緑化推進に努める。



緑化協定による生垣の例

商業地

市街地中心部周辺の商業施設が集積する地区は都市を代表する地区である。商業、歴史・文化等が集積し、多くの人が集まるにぎわいのある地区として本市の歴史的景観を活かしながら、個性とうるおいのある商業空間を創出するために、都市計画手法や、市の条例などによるまちづくりの指導・誘導によって緑化を推進する。

土地区画整理事業が行われる地区については、地区計画の適用を図り緑化が進められやすい環境づくりを行う。

「桐生市みどりと花の会」の事業により商店街への緑化指導を進めるとともに、商店会、業務地域の組合等の協力を得て、1建物前にフラワーポット1か所以上を目標として緑化を推進する。

また、歴史的景観の残る地区は、その景観と樹木の保全を図り桐生市らしい個性的な商業地空間の保全・創出を図る。

工業地

就業者や周辺環境及び景観に配慮した良好な工場・事業所環境を形成するために工場・事業所敷地内の緑化を促進する。

本市の一定規模以上の工場では工場立地法による緑地の確保が進められているが、市では工場・事業所緑化補助事業実施要綱に基づき工場や事業所への補助を行っている。

今後も工場立地法による緑化を促進するとともに、補助事業の推進とこれによる緑化や「桐生市の緑を育て自然を守る条例」による緑化協定の締結を促進し接道部の緑化を進める。

工場立地法に基づく工場の緑化目標は、工場立地法（工場立地法準則第2条、第3条の敷地面積に対する緑地面積率(20%)・環境施設面積率(25%)）を参考として敷地内の緑化率を25%以上とする。

その他の工場・事業所については、接道する敷地外周を中心に可能な限り緑化を推進する。緑化目標は敷地内緑化率として空地の20%以上を目安とする。

3 - 4 緑地の保全及び緑化の施策と役割分担

(1) 施策と役割分担

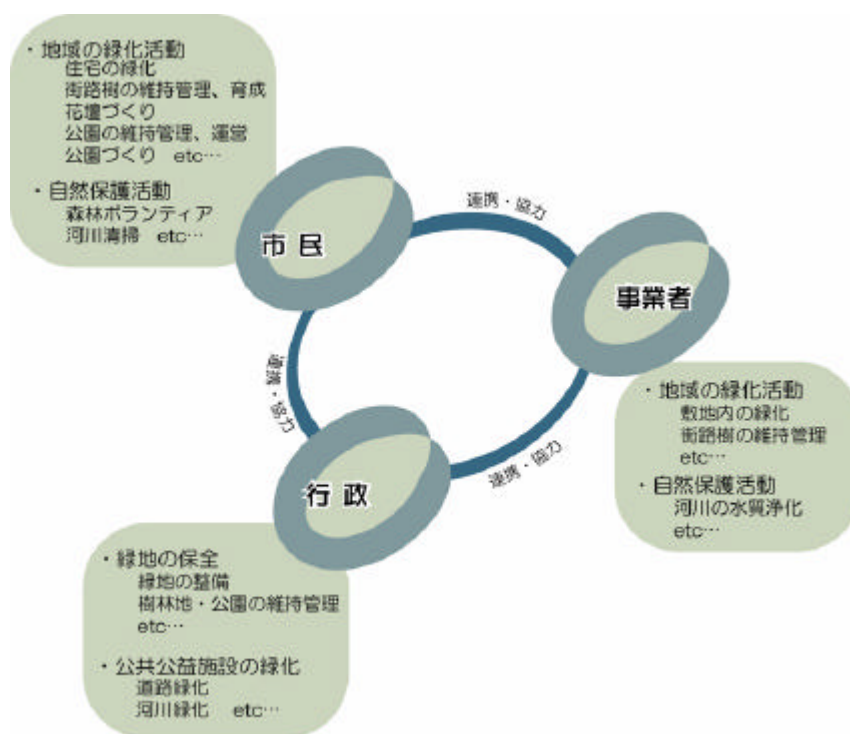
本市では多くの市民団体による緑化、緑地保全活動が行われている。また、市民参加による緑のまちづくりについてのアンケートでは、「個人でできる範囲で参加・協力する」という回答が約60%、「進んで参加・協力する」という回答が5%で、「個人でできる範囲で参加・協力する」は各年代とも5割を超えている。参加・協力できそうな活動としては、「自宅の道路に面した部分の緑化や生垣づくり」が約30%、「公園、道路などの清掃、除草、水やりなどの手入れ」が約25%、「公園、道路などの花壇づくり」が約20%、「緑の募金活動などへの協力」が約15%となっており、民有地とともに公共施設での活動に対する意欲もみられる。

自分たちの暮らすまちを自分たちの手により、自然環境が守られ美しく緑化された緑豊かなまち、「ふるさとの川と緑を守り育むまち」にするという共通のイメージをもち、それぞれの立場で活動を推進することが将来の望ましいまちづくりにとって重要となる。

そのためには、現在行われている市民の自主的な緑化、緑地保全活動を推進するとともに、アンケートに現れた市民の潜在的パワーを活かすシステムづくりと、市民、事業者、行政が一体となってパートナーシップを築きながら緑に関する施策に対してそれぞれの役割を進めていくことが重要となる（下図参照）。

それにより、今後は市民、事業者の活動内容、機会の拡大を進め、市民・事業者との協働による公園づくりや街路樹の育成とともに、民有地の緑化と緑地の保全についても検討し、推進していく。

次頁に本市における“緑の保全”“緑地の創出”“都市緑化の推進”“緑を育てる仕組みづくり”の施策に対する市民、事業者、行政の3者の役割分担を示す。



市民・事業者・行政の協力体制と主な活動を示す概念図

表 緑地の保全及び緑化の施策と役割分担

基本方針	基本施策	施策	役割分担		
			市民	事業者	行政
1. 自然にやさしいまちをつくる (緑の保全)	樹林 樹木の保全	森林の保全、複層混交林の創出			
		開発申請時の適正な誘導			
		緑地保全地区制度、風致地区制度の活用			
		自然緑地保護地区制度等の活用			
	河川 湖沼の保全 活用	桐生川ダム周辺の整備			
		多自然型川づくり 親水空間の保全 活用			
2. 水と緑のふれあいの場を広げる (緑地の創出)	身近な公園緑地の整備 充実	身近な公園緑地の整備			
		一時避難場所としての公園機能の充実			
		市民参加による公園づくり			
	拠点となる公園緑地の整備 充実	個性と特色ある公園の整備			
		都市防災機能の強化 魅力ある公園への再整備			
	水と緑のネットワーク化	緑の散歩道の整備			
サイクリングロードの整備					
ハイキングコースの活用					
3. 花と緑に包まれた美しく、人にやさしいまちをつくる (都市緑化の推進)	都市公園、公共公益施設の整備 充実	都市公園の緑化			
		都市公園のバリアフリー化			
		学校の緑化			
		公共公益施設の緑化			
	道路 河川の緑化	道路の緑化			
		河川 水辺の緑化			
民有地の緑化	住宅地の緑化				
	商業施設地の緑化				
	工場 事業所の緑化 緑地協定、接道部緑化に関する取り決め等の締結				
4. 市民の自主的 主体的な緑のまちづくりを支援する (緑を育てる 仕組みづくり)	自主的 主体的な活動の促進	(仮)緑の相談所の開設			
		グリーンフラワーバンクの活用			
		移動地域バンク (苗木及び球根の配布) の活用			
		生垣づくり奨励苗木交付事業の活用			
		市民による緑の維持管理の促進 桐生の清流と森林を守る会 の活動促進			
		活動団体 人材の育成			
	緑化イベントの充実 緑の普及啓発	緑化推進月間の設定			
		桐生市緑化推進大会の開催			
		市民植木市の開催等イベントの充実 「緑と花」のポスター募集及び展示 普及啓発活動の充実			
	緑化推進基金の充実	桐生市緑化推進基金の積み立て 運用			
	みどりのまちづくり推進体制の充実	庁内組織の充実			
		桐生しみどりと花の会」との連携			
調査研究 広報活動	緑や自然に関する調査研究				
	各種指針等の作成				
	緑に関する情報提供				

施策の中心となる

施策に対して参加 協力または支援を行う

(2) 民間の参加、協力等の促進方法

自主的・主体的な活動の促進

本市では、市民、各種団体、ボランティア、行政が軸となり市民総参加を基調に活動を展開している「桐生市みどりと花の会」を中心として、市内すべての小学校に設置されている「緑の少年団」、「梅田ホタルを愛する会」、「道普請型ぐんまグリーン大作戦参加団体（平成 11 年度 43 団体）」などの多くの緑化推進愛護団体により、市内の美化、清掃活動や緑化活動を通して公園や道路の維持管理等への協力が行われている。

また新たに、桐生川などの清流とその水源となる山々を貴重な財産として次世代へ引き継ぐことを目的として「桐生の清流と森林を守る会」が市民ボランティアグループにより発足した。これに対して、市は事務局を努めるなどの支援を行っている。

また、ボランティア活動の拠点となる梅田清流広場の整備により、市民、小・中学生、各種団体等によるボランティア活動を支援する。

今後もグリーンフラワーバンク、地域移動バンク、生垣づくり奨励苗木交付事業などの活用により市民の緑化活動を促進する。あわせて、生垣や植木の維持・管理が困難な場合などのボランティアを必要としている市民と、ボランティア活動を希望している市民を橋渡しするなど、自主的・主体的な緑地保全、緑化活動を支援する。そのため、「桐生市みどりと花の会」との連携・協力により、常に新たに発生する活動へ対応を行える仕組みづくり、庁内体制の確立を推進する。

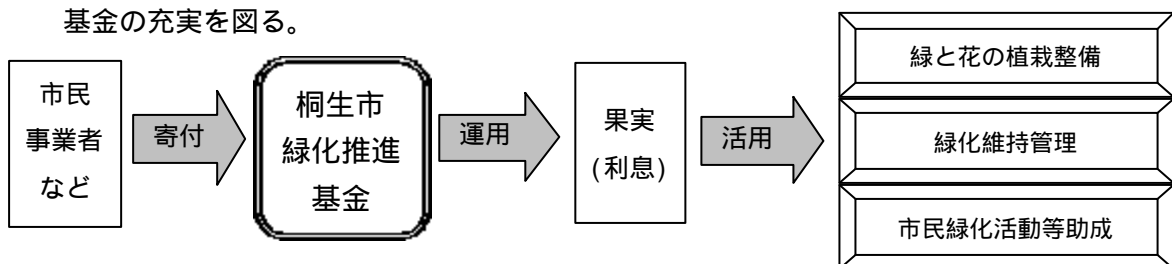
〔自主的・主体的な活動のための施策〕

- 緑化活動、複層混交林づくりなどのボランティア活動を支援するための仕組みづくりと庁内体制の確立
- 公園・道路などの樹木の選定・維持・管理・育成の推進
- 地域の市民や小・中学校へ公園アイデア募集、維持・管理も視野に入れた計画段階からの公園づくりへの参加の促進
- 緑化活動や公園づくり、自然環境保全などに意欲的な市民、団体への支援
- 学校教育との積極的な連携を図り緑についての学習機会の拡大
- 緑化技術や緑について生涯学習などを活用した学習機会の拡大
- 団体相互の交流促進機会の拡大
- （財）日本緑化センターの助成を得て緑の相談所の開設

緑化推進基金の充実

現在本市では、都市の緑化を効果的に推進するために、桐生市緑化推進基金として、市民、事業者等各方面からの寄付金を募りその積み立てを行っている。

今後も各緑化推進愛護団体の協力を得ながら、広く市民、事業者等に広め、緑化推進基金の充実を図る。



桐生市緑化推進基金のしくみ

(3) 普及啓発活動と顕彰制度の推進方針

普及啓発活動の推進

本市では緑化の推進についての基本的な方針と施策を示す「桐生市の緑を育て自然を守る条例」が定められている。また新たに、本市全体の清流を次世代へ継承するための基本的な方針と施策を示す「桐生川の清流を守る条例」が定められ、これらにより市民、事業者、行政の役割分担と連携及び協力が示されている。

本市では、これらの条例を基本として、緑化活動や自然環境保全などについて市民、事業者、行政のパートナーシップによる役割分担を図りながら、市民や事業者が主体的に活動を推進するための普及啓発活動を推進する。

〔普及啓発活動を推進するための施策〕

- 桐生市緑化推進大会や市民植木市の開催
- 都市公園等における花と緑のイベントの開催
- 自然観察の森を活用した自然観察会や指導員研修講座の開催
- 専門家による講演やシンポジウムなどの開催
- 市民、事業者や有識者の協力のもと緑や自然に関する調査研究の推進
- 緑化や自然環境保全などに関する指針の作成
- 緑化、ボランティア活動、NPO法人などに関する情報を市民に広めるとともに、市民からの情報や意見などを取り入れる機会を拡大するために、広報紙やインターネットなどの活用推進
- 広報紙やインターネットを活用した、市民の情報提供による民有地も含めた季節の花木のお知らせ
- 水と緑、自然環境の大切さを学校教育や家庭で学んだ子供から大人への発信の場となる学習成果発表会の開催支援

顕彰制度の推進

本市では桐生市緑化推進大会の開催にあわせ、「花と緑」のポスターコンクールの優秀な作品や緑化功労者・団体、優良花いっぱい団体に対してその活動を顕彰している。

今後も、市民、事業者等の積極的な緑化活動への参加を促進するため、引き続き顕彰活動を推進する。

〔顕彰制度を推進するための施策〕

- 内容の拡大...緑化や都市公園等に関するアイデア、研究内容 など

3 - 5 緑化重点地区の設定

(1) 対象地区設定の視点

「緑化重点地区」は、「緑の基本計画」制度の創設に伴い、法律上の制度として創設されたものである。設定した地区に対しては、今後、緑化重点地区整備事業により短期的に事業を行うことによって、本市の緑化モデル地区となるものである。

本市の緑化重点地区は、桐生市都市計画マスタープラン、緑の現況調査、市民意向等を踏まえて、緑化重点地区を選定するための以下の視点により設定する。

都市の中心駅周辺、歴史的・文化的特性により、都市のシンボルとなる地区
再開発事業や土地区画整理事業等の面的な開発、整備と連携して計画を設定
することが可能な地区

都市公園などを核として、地域制緑地の制度を活用しながら市民の自然との
ふれあいの場の創出を図る地区

教育施設などの公共施設の集積地などにおいて、公共施設と民有地の一体的
な緑化及び景観形成により良好な環境の保全と創出を図る地区

市街地内の河川、水路等の水辺空間と一体となって水と緑のネットワークを
形成する地区

(2) 対象地区の設定

本市の緑化重点地区は、対象地区設定のための5つの視点から、本市の玄関口として市の中心的核となる「桐生駅周辺及び新川地区」とする。

次頁に設定した地区の位置を示す。



緑化重点地区設定エリア

(3) 対象地区の現況

地区の概要

対象地区として設定した「桐生駅周辺及び新川地区」は、本市の公共交通の玄関口となるJR両毛線桐生駅を擁する地区であり、市役所、市民文化会館など多くの人が集まる主要な公共公益施設の集積地である。

地区のエリアは、南北はJR両毛線桐生駅北口から渡良瀬川河川敷の桐生大橋広場周辺まで、東西は丸山風致地区から浜松町二丁目までの区域で、面積は約240ha、人口は約8,730人（住民基本台帳及び外国人登録人口・平成11年3月31日現在）である。

また、地区から北側方向は本町、天神町の歴史的な街並み、自然が豊かな山地部へ続き、西及び南側は渡良瀬川、東側は桐生川に接した水と緑のネットワークの中心となる地区である。

現在地区内では、桐生駅周辺で土地区画整理事業が進められており、事業区域のうち桐生駅北口駅前広場周辺と南口駅前広場、都市計画道路桐生駅南線沿道まで地区計画が決定されている。

土地利用、施設の状況は、桐生駅から西側の区画を中心として市役所、昭和小学校、昭和中学校、商業高等学校、厚生総合病院、市民文化会館などの様々な公共公益施設が集積している地区である。また、渡良瀬川、元宿浄水場、聖眼寺、陸上競技場は丸山風致地区に指定されている。

桐生駅周辺と都市計画道路新川橋線、本町線、広見線沿道は商業施設が集積しており、地区東側は住宅、工場・事業所、商業施設の複合地区となっている。

地区の緑地現況

本地区の都市公園は街区公園2か所、近隣公園1か所、都市緑地1か所が配置されており、あわせて2.19haで地区人口1人あたり都市公園面積は2.5㎡/人となっている。

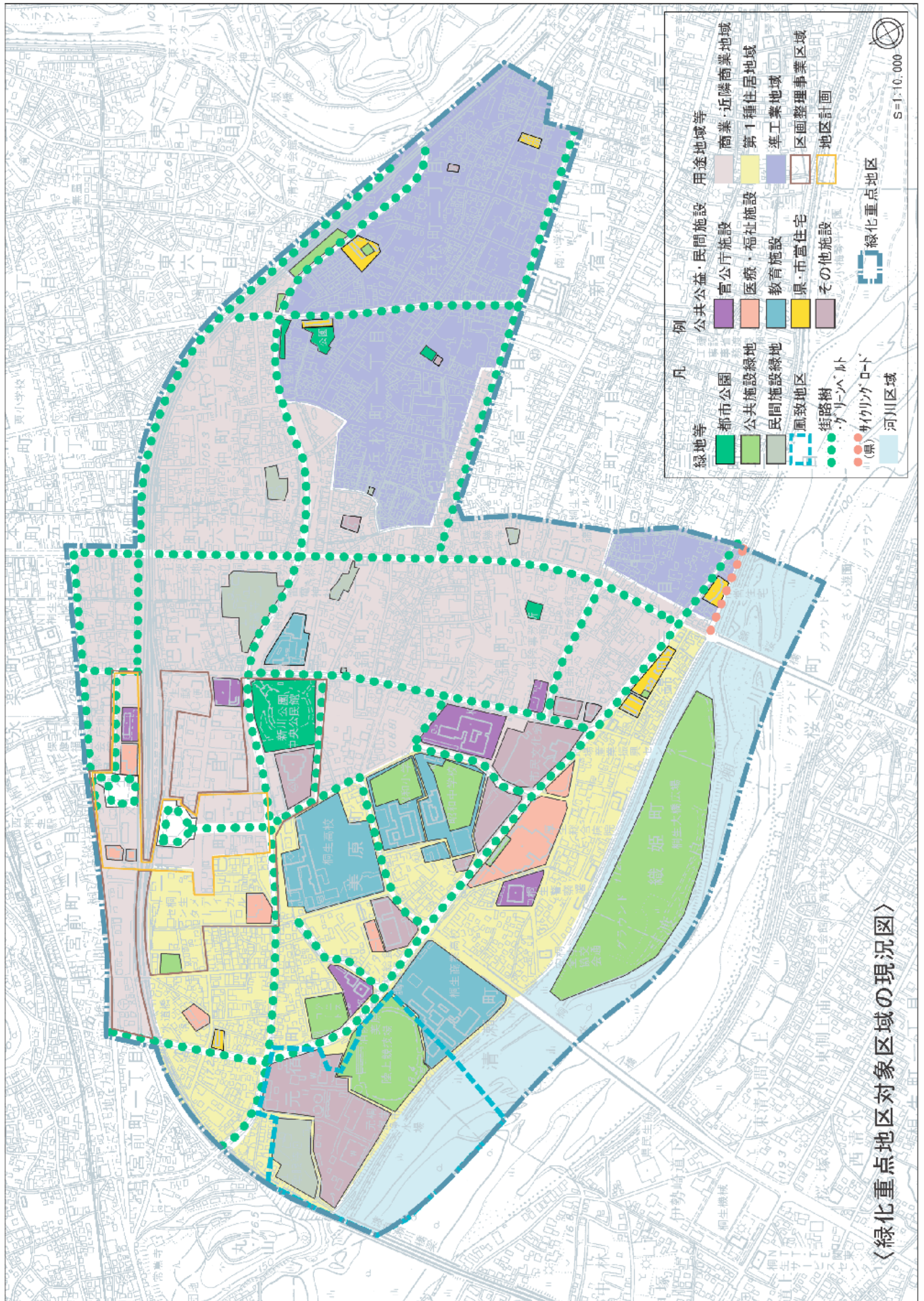
公共施設緑地は河川緑地1か所、青少年広場1か所、一般公開されている学校グラウンド2か所、市営住宅内公園2か所、花壇3か所、陸上競技場と庭球コートがそれぞれ1か所が配置されており、あわせて12.68haとなっている。

地域制緑地としては、丸山風致地区の一部（約18.0ha）、河川区域（渡良瀬川の一部約39.3ha）が指定されている。

表 対象地区内の緑地現況

種 別		名 称	面積(ha)	
施設緑地	都市公園	街区公園	浜松町児童公園	0.42
			錦町二丁目児童公園	0.1
		近隣公園	新川公園	1.6
		都市緑地	浜松町緑地	0.07
		計		2.19
	公共施設緑地	河川緑地	桐生大橋広場	6.05
		青少年広場	元宿町子ども広場	0.23
		学校グラウンド	昭和小学校	0.87
			昭和中学校	1.32
		市営住宅内公園	織姫団地公園	0.02
			新川団地公園	0.02
		その他の公共施設緑地	美原線花壇	0.05
			新川バラ園	0.05
			安楽土橋脇花壇	0.03
			陸上競技場	3.37
	庭球コート	0.67		
	計		12.68	
	都市公園等計(都市公園 + 公共施設緑地)			14.87
	民間施設緑地 *	社寺境内地 *	浄運寺	1.21
			聖眼寺	1.11
最勝寺			0.07	
常祇稻荷神社			0.24	
雷電神社			0.29	
計			2.92	
施設緑地計(都市公園等 + 民間施設緑地)			17.79	
地域制緑地	風致地区	丸山風致地区	18.0	
	河川区域	渡良瀬川	39.3	
	地域制緑地計		57.3	
重複			17.78	
緑地総計(施設緑地 + 地域制緑地 - 重複)			57.31	
地区面積に対する緑地の割合		23.9 %		
人口1人あたりの都市公園面積		2.5 m ² / 人		
人口1人あたりの都市公園等面積		17.0 m ² / 人		

* 民間施設緑地となる社寺境内地は「桐生の寺社」に載っているものを抽出した



〈緑化重点地区対象区域の現況図〉

地区の緑化状況

地区の道路緑化の状況は、本市全体からみても都市計画道路の整備が進んでいる地区であるため緑化も進んでいるが、桐生駅周辺の都市計画道路赤岩線、巴・元宿線が未整備である。

地区内の公共公益施設の緑化状況は、下の表に示すように公園・緑地を除く施設の平均緑化率は19.4%で、市全体の平均（16.9%）よりも高くなっている。陸上競技場や元宿浄水場、商業高等学校のように20%以上の施設もあり平均緑化率を引き上げているが、昭和小学校・中学校、昭和公民館など、特に市民に身近で災害時の避難施設となっている施設の緑化率が低くなっている。

表 主な公共公益施設（市有施設）の緑化率

名 称	敷地面積(m ²)	緑化面積(m ²)	緑化率(%)
桐生市役所	15,939	2,340	14.7
保健福祉会館	2,858	30	1.0
美原長寿センター	2,114	160	7.6
元宿保育園	1,790	160	8.9
勤労福祉会館	1,030	120	11.7
元宿浄水場	33,855	10,370	30.6
昭和幼稚園	2,500	470	18.8
昭和小学校	17,940	780	4.3
昭和中学校	22,310	980	4.4
商業高等学校	18,250	4,720	25.9
昭和公民館	1,560	0	0.0
中央公民館	7,330	1,290	17.6
市民文化会館	28,002	1,620	5.8
学校給食共同調理場	6,523	270	4.1
陸上競技場	26,990	13,420	49.7
合計	188,991	36,730	19.4

私有地の植栽地の割合を緑の現況調査（300m²以上のまとまった緑を抽出）からみると、地区面積に対して0.8%と低い。地区は市街地中心部であり敷地規模が小さく緑化可能な面積が少ないことからまとまった私有地の緑化が難しいため、私有地の緑は大部分が社寺境内地となっている。このような状況の中で特徴的な緑化として、商業施設の駐車場緑化や事業所の壁面緑化などがある。また、プランターを利用して玄関先などを花と緑で美しく緑化している住宅もみられる。

アンケート結果から

対象エリアを主に構成する3区、5区の方は、住まいの周りで目に入る緑の量が多いと感じる人が少ない。特に3区は多いと感じる人は12%弱と行政区別でみると最も少なく、5区は32%弱で2番目に少ない。3区は、渡良瀬川沿いで河川沿いの自然的環境には恵まれているが、市街地内の身近な緑が少ないためと考えられる。

(4) 課題の整理

対象地区の現況やアンケート結果などから本地区の課題を整理する。

都市公園の配置

本地区は、河川緑地や、陸上競技場などの規模の大きな公共施設緑地は配置されているが、身近な都市公園については、地区人口1人あたり2.5㎡/人と少ないため早急な対応が必要となる。

道路緑化の推進

本地区は、都市計画道路の整備が進んでいることから、道路の緑化も進んでいるが、部分的に緑化の遅れている区間がある。また、住宅、工場・事業所等が混在し密集している地区も多くみられることから、災害時に延焼遮断効果が期待できる道路緑化を推進する必要がある。

公共公益施設緑化の推進

本地区は、公園、緑地を除く公共公益施設の緑化率はやや高いが、災害時の身近な避難場所となる小・中学校、公民館の緑化率が低い。小・中学校については、児童・生徒による緑化活動を進めるとともに、延焼遮断効果の高い植栽を推進する必要がある。公民館は、利用者である市民による緑化を推進する必要がある。

都市公園のバリアフリー化

本地区は、桐生駅、市役所を中心として公共公益施設が集積する地区であり市内外から様々な人が集まる地区であるため、都市公園でのバリアフリー化を推進する必要がある。

桐生駅周辺の緑化と緑地整備の推進

桐生駅周辺は、本市の玄関口として多くの市民、来訪者を向かえる場であり、本市の顔となるエリアである。本市の自然や歴史・文化、産業等の特性を活かした魅力ある場として、道路、施設等の緑化を推進するとともに、緑地の整備を推進する必要がある。

新川緑道の整備推進

新川公園東側でコロンバス通りと並行する新川周辺は、市街地中心部での緑豊かなオープンスペースとなる。そのため、水辺の再生も含めて、ゆとりと安らぎのある都市空間を創出するために新川公園とともに地区を代表する緑地として整備を推進する必要がある。

4 . 緑化重点地区の計画

(1) 地区の基本方針

地区の課題を踏まえて、基本方針を以下のように設定する。

桐生市の歴史・文化を活かした魅力づくり

桐生駅周辺は桐生市のエントランスとして、自然環境、近代化遺産などの歴史・文化、水と緑が豊かな桐生らしさを活かした街路や施設の緑化、都市公園などの整備を進めることにより本市の魅力をアピールするための顔づくりを進める。

エリアをつなぐ水と緑のネットワークづくり

本市全体の緑の連続性が保たれた美しい都市景観、自然と共生する都市環境を形成するとともに、地区周辺の自然、歴史・文化へのアプローチとなる豊かな緑と親しみのもてる水辺の演出による有機的なネットワークを形成する。

安全・快適でうるおいのある住環境づくり

住区基幹公園をはじめとする身近なレクリエーションやうるおいと安らぎの場であるとともに、災害時の避難路や避難地となり市街地の安全性、快適性を創出する都市公園などの緑豊かなオープンスペースを確保する。また、緑地の整備にあたっては誰もが快適に利用できる施設となるようにバリアフリー化を推進する。

市民、事業者、行政のパートナーシップによる緑化推進

自然の少ない市街地中心部の緑のボリュームを増加させるためには、市民と事業者、行政が一体となって役割分担を図り、パートナーシップを築きながら、公共公益施設、民有地の緑化を積極的を進める。

(2) 地区目標の設定

地区の緑化を推進するための都市公園等の配置及び緑化の目標を設定する。

都市公園及び都市公園等の配置目標

	現 況 (平成10年度)		目 標 (平成17年度)	
	面積 (ha)	m ² /人	面積 (ha)	m ² /人
都市公園	2.19	2.5	2.86	3.3
都市公園等 (都市公園 + 公共施設緑地)	14.87	17.0	15.54	17.8

緑化の目標

区 分		目 標 (平成 17 年度)	目 標 (平成 27 年度)
都市公園	街区公園	緑化率 30%以上	緑化率 30%以上
公共公益 施設	幹線道路	都市計画道路巴・元宿線(一部)の緑化 都市計画道赤岩線(一部)の緑化	市の管理する 幹線道路の緑化率 20%以上
	その他の 公共公益 施設	敷地内緑化率 20%以上とするか、 敷地内に高木 3 本以上または低木 10 株以上	敷地内緑化率 20%以上
私有地	住宅地	敷地内緑化率 10%以上とするか、 敷地内に高木 1 本以上または低木 3 株以上	敷地内緑化率 20%以上
	商業地	1 建物にフラワーポット 1 か所以上	1 建物にフラワー ポット 1 か所以上
	工業地	敷地内緑化率を空地の 10%以上とするか、 敷地内に高木 1 本以上または低木 3 株以上	敷地内緑化率は 空地の 20%以上

この目標値は、平成27年度を目標年次として、全市の緑化目標として示した値（公共公益施設：P.65、私有地：P.68参照）に基づき、緑化重点地区内において概ね5年後に実現すべき水準として設定したものである。なお、平成18年度以降は、平成27年度の緑化目標を目指す。

(3) 地区緑化計画

都市公園の配置目標

街区公園を桐生駅西側に3か所、厚生総合病院西側に1か所新たに整備する。さらに、新川公園から浜松町児童公園までつなぐ新川緑道を整備する。新川緑道については、短期整備は新川公園側の約0.2haとする。これらにより、都市公園の整備目標は9か所2.86ha、対象地区人口1人あたり3.3㎡/人となる。

新たに設置される都市公園は、水と緑や近代化遺産のデザインを取り入れるなど、本市の自然や歴史的特性を活かしたものとして、本市への理解と愛着を深めるような公園づくりを検討する。その際は、計画の段階から市民の意見を取り入れるなど、維持・管理等も含めて参加を促進する。

河川緑地の桐生大橋広場は、「渡良瀬川河川緑地整備事業計画」に基づきながら広く市民に意見を求め、長期的に整備を進めていくこととする。

表 都市公園の整備目標（目標年度・平成17年度）

種 別		名 称	現況 面積(ha)	整備目標 面積(ha)	
施設緑地	都市公園	街区公園	浜松町児童公園	0.42	0.42
			錦町二丁目児童公園	0.1	0.1
			街 - 61	-	0.1
			街 - 62	-	0.16
			街 - 63	-	0.08
			街 - 64	-	0.13
		近隣公園	新川公園	1.6	1.6
		都市緑地	浜松町緑地	0.07	0.07
		緑道	新川緑道	-	0.2
		計		2.19	2.86
	公共施設緑地	河川緑地	桐生大橋広場	6.05	6.05
			青少年広場	元宿町子ども広場	0.23
		学校グラウンド	昭和小学校	0.87	0.87
			昭和中学校	1.32	1.32
		市営住宅内公園	織姫団地公園	0.02	0.02
			新川団地公園	0.02	0.02
		その他の公共施設緑地	美原線花壇	0.05	0.05
			新川バラ園	0.05	0.05
			安楽土橋脇花壇	0.03	0.03
			陸上競技場	3.37	3.37
			庭球コート	0.67	0.67
	計		12.68	12.68	
	都市公園等計(都市公園 + 公共施設緑地)			14.87	15.54
	民間施設緑地 *	社寺境内地 *	浄運寺	1.21	1.21
			聖眼寺	1.11	1.11
			最勝寺	0.07	0.07
			常祇稻荷神社	0.24	0.24
雷電神社			0.29	0.29	
計		2.92	2.92		
施設緑地計(都市公園等 + 民間施設緑地)			17.79	18.46	
地域制緑地	風致地区	丸山風致地区	18.0	18.0	
	河川区域	渡良瀬川	39.3	39.3	
	地域制緑地計		57.3	57.3	
重複			17.78	17.78	
緑地総計(施設緑地 + 地域制緑地 - 重複)			57.31	57.98	
地区面積に対する緑地の割合(%)			23.9	24.2	
人口1人あたりの都市公園面積(m ² /人)			2.5	3.3	
人口1人あたりの都市公園等面積(m ² /人)			17.0	17.8	

* 民間施設緑地となる社寺境内地は「桐生の寺社」に載っているものを抽出した

緑化の目標

ア．街区公園の緑化

街区公園の緑化目標は、国の指針による緑化率 30%以上とする。緑化に際しては、地域の市民の意見を取り入れつつ、市の木（モクセイ）や市の花（サルビア）、シンボルである桐などを中心とした植栽を検討する。また、駅周辺の街区公園を中心として、施設のバリアフリー化を推進する。

イ．道路緑化

道路緑化については、今後は桐生駅南北に位置する都市計画道路巴・元宿線、赤岩線の改良整備にあわせて緑化を推進するが、巴・元宿線については全線改良は長期的な目標となる。

本地区は市街地中心部であることから、可能な限り大気の浄化や災害時の延焼遮断効果などに配慮した街路樹により、新川緑道や新川公園などとの水と緑のネットワークを形成する。

商業地などの街路でボリュームのある街路樹の設置が困難である場合は、市民との協働により、低木によるグリーンベルトや、草花による緑化を安全性に配慮しながら推進する。

ウ．公共公益施設の緑化

公共公益施設の緑化については、対象地区全体では敷地内緑化率 19.4%（P.79 表参照）となっているが、緑化率の低い施設も多くある。今後は、敷地内緑化率 20%以上とするか、敷地内に高木 3 本以上または低木 10 株以上を目安として可能な限りの緑化を推進する。緑化に際しては、市の木や市の花などを中心とした植栽とする。

また、緑化余地の少ない施設は、利用する市民との協働によりフラワーポットなどを設置して緑化を推進する。小・中学校についても、児童による花壇づくりなどを進めるとともに、可能な限り外周部の緑化を図る。

エ．民有地の緑化

本地区は敷地内において緑化を推進し、うるおいのある街並みを地区全体で形成することにより、市内での緑化モデル地区となるように努める。

住宅地

本市の緑化のモデルとなるよう地域の市民との協働により、安全で魅力的な生活空間を創出するために、接道部の生垣化による緑化を推進する。緑化余地の少ない住宅も多くあるが、グリーンバンク等を活用して敷地内緑化率 10%以上とするか、敷地内に高木 1 本以上または低木 3 株以上を目安として可能な限り緑化を推進する。

高齢化などにより、樹木の手入れが困難な世帯もあるため、地域のボランティア活動を促進しながら、地域全体で緑のボリュームアップを図る。

商業地

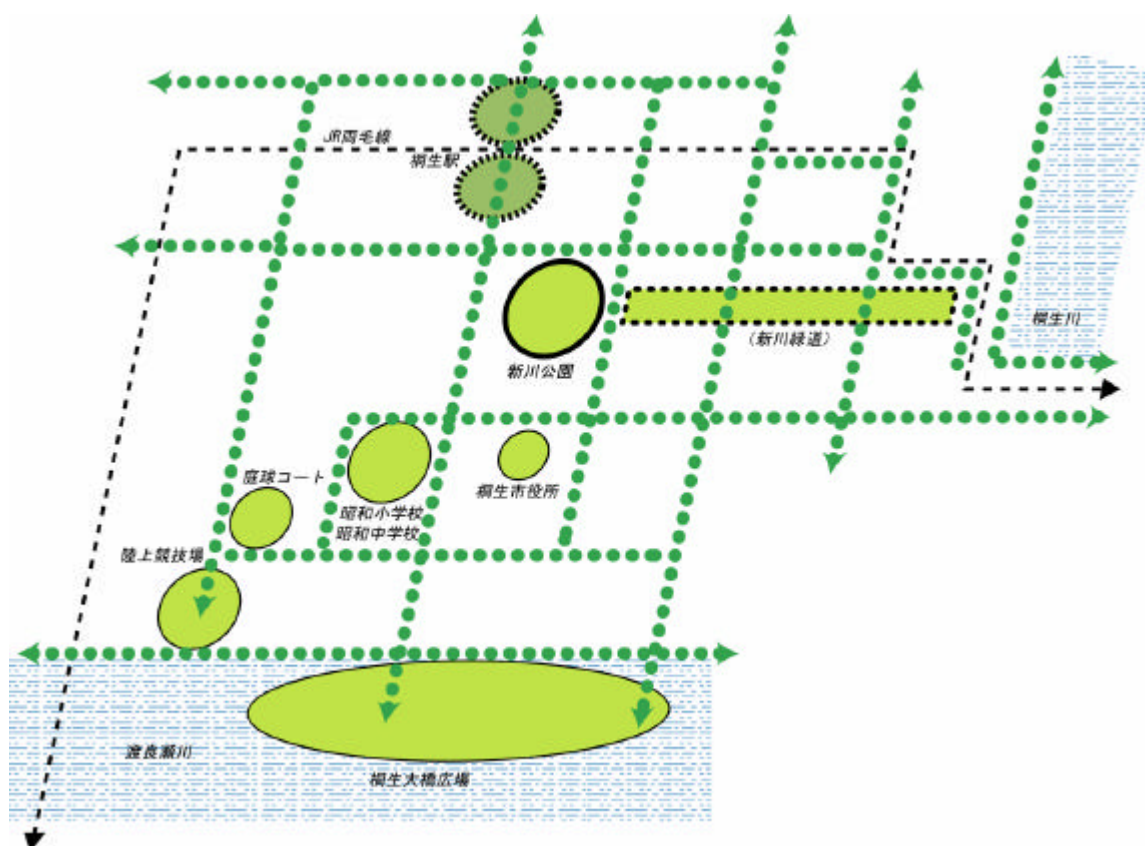
土地区画整理事業が進められている地区で地区計画による用途制限、敷地面積の最低限度、壁面位置の制限について規制されている。その他の地区についても、緑化余地の少ない中でも本市商業の中心となる地区として個性とうるおいのある美しい街並みを形成するために可能な限り緑化を推進する。「桐生市みどりと花の会」の事業により商店街への緑化指導を進めるとともに、商店会、業務地域の組合等との協働により、商業施設のデザインや色を合わせたフラワーポットを1建物前に1か所以上を目標として緑化を推進する。

工業地

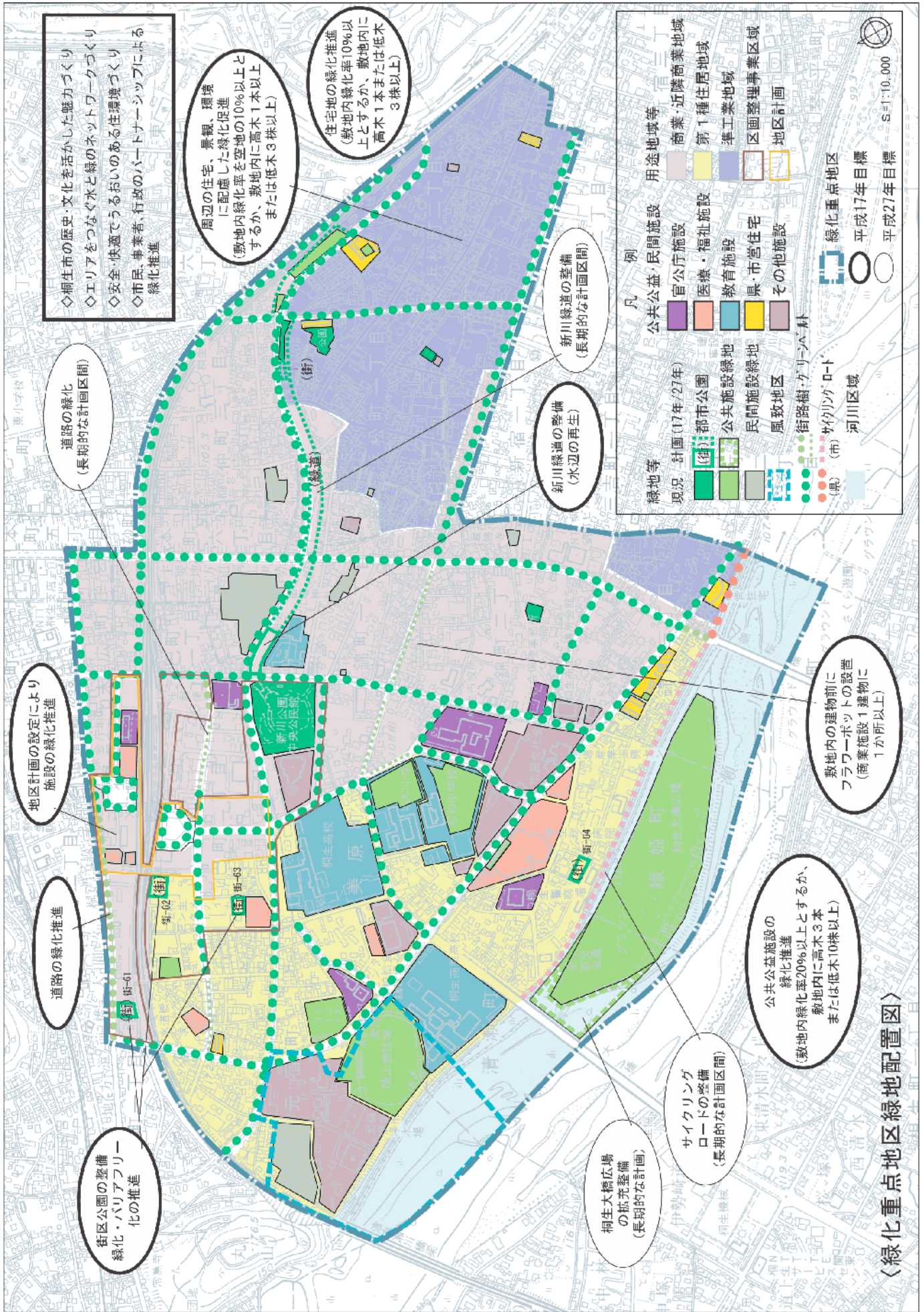
住宅等と隣接している敷地が多く、周辺環境や景観に配慮し、「桐生市みどりと花の会」の工場・事業所緑化補助事業の活用などにより、接道する敷地外周を中心として緑化を推進する。緑化余地の少ない施設がほとんどであるが、敷地内緑化率を空地の10%以上とするか、敷地内に高木1本以上または低木3株以上を目安として可能な限り緑化を推進する。

(4) 地区の緑地配置図

地区内の主要な緑地の位置及びネットワークイメージを示す。また、次頁に緑化重点地区緑地配置図を示す。



主な緑地の配置とネットワークイメージ図



◇ 桐生市の歴史・文化を活かした魅力づくり
 ◇ エリアをつなぐ水と緑のネットワークづくり
 ◇ 安全・快適でうるおいのある住環境づくり
 ◇ 市民、事業者、行政のパートナーシップによる緑化推進

周辺の住宅、景観、環境に配慮した緑化促進
 (敷地内緑化率を空地の10%以上とするか、敷地内に高木1本以上、または低木3株以上)

住宅地の緑化推進
 (敷地内緑化率10%以上とするか、敷地内に高木1本または低木3株以上)

新川緑道の整備
 (長期的な計画区間)

新川緑道の整備
 (水辺の再生)

地区計画の設定により
 施設の緑化推進

道路の緑化推進

街区公園の整備
 緑化・バリアフリー
 化の推進

桐生大橋広場の
 拡充整備
 (長期的な計画)

サイクリング
 ロードの整備
 (長期的な計画区間)

公共施設緑化の
 緑化推進
 (敷地内緑化率20%以上とするか、
 敷地内に高木3本
 または低木10株以上)

敷地内の建物前に
 フラワーポットの設置
 (商業施設1建物に
 1か所以上)

緑地等		公共施設・民間施設		用途地域等	
現況	計画(17年/27年)	官公庁施設	医療・福祉施設	商業・近隣商業地域	第1種住居地域
街路樹・グリーンベルト	公園	公共施設緑地	教育施設	準工業地域	区画整理事業区域
風致地区	民間施設緑地	民間施設	風致地区	地区計画	
街路樹・グリーンベルト	公園	民間施設	風致地区		

〈緑化重点地区緑地配置図〉